

# 令和4(2022)年度 市政懇談会 報告

## 那須塩原市

問い合わせ:企画部秘書課 ☎0287(62)7109

市政懇談会で頂いた意見要望および市の取り組み状況をお知らせします。

■開催日及び会場

月	日 時		会 場	参加人数	懇談会内容ページ
7月	5日	午後2時～	西那須野庁舎	29人	3～13
	11日	午後2時～	ハロープラザ	19人	14～19
	13日	午後2時～	いきいきふれあいセンター	56人	20～33
合 計				104人	

■意見や要望の件数（計143件）

担 当 部	件数
企 画 部	27件
総 務 部	10件
市 民 生 活 部	28件
気 候 変 動 対 策 局	3件
保 健 福 祉 部	6件
子 ども 未 来 部	1件
産 業 観 光 部	9件
建 設 部	28件
上 下 水 道 部	2件
教 育 部	9件
選 挙 管 理 委 員 会	2件
西 那 須 野 支 所	6件
塩 原 支 所	1件
複 数 部	11件
合 計	143件

令和4(2022)年度市政懇談会意見要望回答(全 54件) 西那須野支所会場分

市政懇談会以降の取組や考え方

【分類】

A: 要望等の趣旨に沿って措置したもの(既に取り組んでいるもの)

C: 当面は実現できないもの

E: 意見・提言として受けたもの

B: 実現に向け努力しているもの

D: 実現が極めて困難なもの

F: 現状等の説明を求められたもの

No.	地区	項目	意見要望	回答	分類	進捗状況(12月末日時点)
<b>■企画部</b>						
1	下永田	自治会未加入者	自治会未加入者の増加は、自治会長の悩みの一つである。市政懇談会の報告書を拝見しても各自治会でどう対処してよいか苦慮しているのがよく分かる。加入しても未加入でも日常生活に困らなければ、益々未加入者が増えることは目に見えている。加入していて本当に良かった、未加入のため困ったということ、具体的に分かりやすくすることを早急に考えてほしい。もう自治会だけの問題ではない。市の積極的な対応をぜひお願いしたい。自治会に加入していなくても、「広報なすしおばら」が手に入り、「みるメール」で必要な情報を知ることができるのも、自治会未加入の大きな原因と思う。	自治会加入案内の機会を拡大するため、加入案内チラシの転居や出産などのライフステージの変わり目ごとの配布や、チラシ設置箇所を増加しました。また、市自治会長連絡協議会と連携して、PR動画の作成、活動紹介のパネル展、転入転出が多い時期に合わせた啓発活動などの自治会加入促進キャンペーンを実施しています。自治会加入の利点については、自治会全体会や地区別研修会資料にて紹介しているところですが、加入の利点について分かりやすくお知らせするよう努めていきます。 みるメール等を活用した情報発信や広報なすしおばらの配布については、市民の皆様へ情報提供できるよう引き続き行っていきます。	B	市自治会長連絡協議会と連携した自治会加入促進キャンペーンとして、西那須野商工会、那須塩原市商工会及び栃木県宅地建物取引業協会県北支部への協力依頼、自治会活動パネル展の巡回、啓発活動、庁舎ロビーでのPR動画放映を実施しました。 また、令和元年度から令和3年度に新たに自治会長となった方を対象とした新任自治会長研修において、新規勧誘の仕組が整っている自治会で使用している加入案内通知や、地域の未加入者世帯の把握及び加入案内のモデル地区であった自治会で使用している加入の利点を示しているチラシを資料として配布しました。
2	下永田	下水道工事	下永田公民館付近は下水道が通っていない。汚水は地下浸透。令和5年度から下水道工事が始まる予定。清峰高校西側道路に配管される。そこから公民館建物まで約100mの配管工事費用を市で負担してほしい。2月に業者に見積依頼をしたら、配管工事だけで200万円ほどかかるという。	自治公民館の整備費用に関して、補助制度がありますので、活用を希望される場合は事前に担当の市民協働推進課に御相談ください。	F	左記回答のとおりです。
3	西三島	ネーミングライツの対象物と手続き	市は財源確保の手段として、市有施設のネーミングライツを導入しているが、対象物と手続きについて諫言する。市民は利用する施設について親しみと愛着をもって呼称し、利用している。現在までいくつの施設が突然「施設の名称が〇〇△△に変更になります。」と押しつけられたことでしょうか。市有施設は全て対象というのではなく、全国的にみても”箱もの”を対象になっているという事例から、歴史・文化・自然に関連した対象物を候補にするのは如何なものかと考える。また、市民の税金で創設・維持管理しているものを行政の独断で決定することは、市民不在の昭和のやり方で、令和の時代にはそぐわない。 市民の合意形成という手順を踏んでしかるべきと考える。	ネーミングライツ制度は、施設等に対する愛称の命名権を付与するものであり、市例規上の正式名称そのものを変更するものではありません。市は愛称を積極的に周知しつつも、公文書を作成する場合など必要に応じて正式名称を使用します。 なお、制度の導入に当たっては、学校や保育園、文化財など導入が不適当な施設はあらかじめ除外しています。 今後、各施設が独自の財源を確保しなければ施設の維持管理財源が捻出できず、管理の質・量が低下するおそれがありますので、市有施設を活用した自主財源の確保について御理解・御協力くださいますようお願いいたします。	E	左記回答のとおりです。
4	西三島	市民の意見・要望に対する市の対応	市政懇談会で市民の意見に対する回答の多くが「できません」「検討します」である。検討すると回答した案件について検討の経緯と結果を市民は知るべきでない。これでは、ダメだということで自治会長連絡協議会と市との懇談会を創生したが、やはり市側の意識は変わらない。そこで、提案である。福岡県久留米市では「市民の声(ご意見・ご提案)」制度を導入し、ご意見・ご提案と市の回答をHPで公表している。市も参考としたらよいかと思うがいかがか。	市政懇談会の回答は、意見要望に対する当日の回答に加え、その後の進捗状況を自治会を通してお知らせしているほか、市ホームページでも公表しています。また、「市民の声(ご意見・ご提案)」制度についてですが、本市においても「市への提言」として市ホームページで受け付けており、担当課から回答させていただいています。個人に関する質問が多く、内容的に公表が難しいものもありますので、現時点では、回答の公表は考えていません。	E	左記回答のとおりです。

5	一区町	(コロナ)自治会活動ガイドライン	県、市等の行政のガイドラインとの整合性を取る必要があると感じる。(例: イベント時の参加者把握等)	自治会活動ガイドライン(令和3年12月改定)では、県の警戒レベルを参考基準として自治会活動の区分を定めています。新型コロナウイルス感染防止対策の徹底をお願いするとともに、クラスターが発生した場合に備え参加者の把握をお願いしています。	F	左記回答のとおりです。
6	一区町	行政への報告方法	行政への報告等はFax、郵送ではなく電子メール添付等を主体にして頂きたい。その為に報告の様式、帳票類は市のホームページから分かり易い方法でダウンロード出来るように要望する。	現時点では、電子メールを御利用されていない人もいるため、FAXや郵送も残しつつ、メールでの対応も可能としていきたいと考えています。また、様式等のホームページからのダウンロードについては、可能なものから対応したいと考えています。	B	左記回答のとおりです。
7	西赤田	個人情報の取り扱い	自治会の規約には個人情報取り扱いの規定はあるのか。那須塩原市個人情報保護条例では告示されている。今回の自治会条例には記載がないが認識に問題はないのか精査が必要でないか。また、見守り活動、自治会名簿作成でも理解されているか伺いたい。当自治会では規約改定で審議することになっている。	自治会の規約はそれぞれの自治会で定めています。ただし、自治会も個人情報保護法の対象となっているため、個人情報の取扱いについては適切な管理が必要です。見守り活動では、情報の適正管理を自治会との協定等に含めています。また、自治会活動の名簿を作成する際には使用目的を明示した上で本人の同意を得る、取得した個人情報は、決めた目的以外には使わない、取得した個人情報は安全に管理する、個人情報を他人に渡す時は本人の同意を得る、ことを自治会活動の手引きで周知しています。	F	左記回答のとおりです。
8	一般	自治会加入促進	自治会加入率60%を切るのは時間の問題であるため自治会長連絡協議会を含めた対策をすべきでないか。ご意見を伺いたい。	市自治会長連絡協議会と連携した自治会加入促進キャンペーンとして、令和3年度にPR動画の作成、活動紹介のパネル展、転入転出が多い時期に合わせた啓発活動などを実施しました。令和4年度も、加入促進に重点的に取り組めます。 自治会長として地域の意見をまとめるのは大変な事ですが、自治会長研修会などを通じ、多様な価値観を認め合い自治会内で話し合える関係性づくりについて呼びかけていきます。	B	令和4年度の自治会加入促進キャンペーンとして、西那須野商工会、那須塩原市商工会及び栃木県宅地建物取引業協会県北支部への協力依頼、自治会活動パネル展の巡回、啓発活動、庁舎ロビーでのPR動画放映を実施しました。
当日	西三島	ネーミングライツ	ネーミングライツに関して西那須野地区住民の反対要望書を渡して反対理由を述べさせていただいた。地方行政というのは誰のための仕事なのか。ネーミングライツについては市民不在。健康・安全安心ではなく、那須塩原市を愛する市民の心を土足で踏みこむ施策だと考えている。確かに財政がひっ迫しているという事は分かる。ひっ迫しているが故に財源を捻出する必要があることは理解をするが、ふさわしいものと思うとそうでないものがあると思う。黒磯文化会館にもネーミングライツが取り入れられ、新しいハコモノについてはどんどんやってよいと思う。ただし、烏ヶ森公園は西那須野地区住民の心のよりどころである。ご存じのとおり、開拓の歴史もあの場から始まった。当該公園の保全・整備は、シルバー人材センターに委託しているかと思う。シルバー人材センターの存在は、高齢者が要介護に陥らないようにするために活躍の場を提供し、医療費・介護費などを抑制するためである。シルバーで働いている人材については、人件費はかかっているかと思うが医療費も介護費もかかかっておらずペイしている。そういったことも含めて、それぞれの施設ごとに検討していただく必要があるかと思っている。市民をないがしろにした政策はよろしくない。何年も前から市民協働を謳っているが、このようなことをされるのであれば今後の対応も考えなければならない。	ネーミングライツの制度は企業に協力いただき名前を貸すことで財源を確保して、維持管理費に充当するために2年前に始まった事業です。これまでスポーツ施設や黒磯文化会館などハコモノを中心に導入してきました。烏ヶ森公園のネーミングライツは何か応募があり、応募内容を検討した上で決定した事業者と現在取扱いを相談中です。ネーミングライツの実施に当たっては議会やHPなどで制度や募集内容をお知らせしてきましたが、市民への説明がどこまで届いたかという点で反省はある。来年度以降も維持管理費確保のために引き続き実施していく予定。文化財・公民館・学校など教育・文化施設などはネーミングライツが馴染まないものは募集対象から外していますが、もう一度、その点も考えていく必要があるかと思っています。 <b>【市長】</b> 何でもかんでも名前を変えるわけではなく、事業者と相談をして沿うような名前にします。公園は対象ですが、烏ヶ森の丘は対象になっていません。ネーミングライツの総論としては、賛同いただいていると認識しています。各論の部分で、公園部分に名前をつけている事例もありますが、新しい試みで始まったものです。市民の皆さんからご指導いただきながら、一方、自主財源の確保を進めていきたいです。	E	左記回答のとおりです。

当日	二区町	アパート居住者の自治会加入	ごみステーションの問題については、例えば「10軒以上のアパートだったらステーションを設置する。それ以下であれば自治会加入を条件として現在のものを使ってもらう」など、色々方法があるかと思う。アパート居住者も自治会に入ってもらえば堂々とごみを捨てることができる。その後押しとしてアパート設置の際に行政として指導してもらえればどうか。	市でも自治会長連絡協議会の御協力をいただきながら自治会加入率の対策に取り組んでいます。結び付かない現状です。不動産会社が仲介する一戸建て・アパートは不動産会社から転入者に対して自治会加入をお願いしていますが、結果につながらないです。ごみステーション利用は自治会加入のメリットになるかと思えます。すぐに結果に結びつかないが色々取り組ませていただいています。	B	市と栃木県宅地建物取引業協会が自治会への加入促進に関する協定を結んでおり、賃貸の管理・仲介等を行う場合にその世帯に自治会加入を促していただいています。また、令和4年4月に自治会活動の促進に関する条例を制定したことを契機に、改めて加入促進への協力をお願いしています。
当日	下永田	自治会未加入者	自治会に関係して4年目になる。自治会未加入者の問題はどこの自治会長も抱えている。今回の意見としても出したが、自治会長だけではどうしようもない状況。市が主体的に未加入者に対してどう動きかけるかが必要。新規加入の印刷物はいろいろ配布をしているものの、未加入者に届いているのか疑問。もっと市が積極的に未加入者問題を考えてほしい。 <b>【西三島】</b> 自治会長連絡協議会としての取組について話したい。3年前に条例制定をお願いし、2年かけて出来上がったのが今回の条例で4月から施行されている。それに合わせてPR動画を作ったり加入促進キャンペーンを行ったりしている。実を結ぶには相当時間がかかるかと思うが、ここでは協働である。市だけでなく自治会長自らが汗を流して何をすべきか考えなければならない。そのためには情報共有が必要と考える。黒磯・西那須野・塩原の地区ごとに意見交換の場を設けているので、一緒に汗を流して自治会加入促進に向けて協力をお願いしたい。	市では、転入先の自治会長の情報を転入時に伝えていますが。転入者がその後アクションを起こしているかはわからないところ。自治会未加入者でも、消防費など最低限のものだけは納めたり、高齢になって抜けてしまう見守り機能がなくなってしまうため、会費の中で少し免除できるものは免除したりするといった制度を作りながら、できるだけ自治会に関わってもらうようにしているところもあります。小学校の入学前説明会などで自治会加入の説明をするも結び付かないのが現状です。市でも工夫をしているが、皆さんの中でもアイデアがあったら御教示いただきたいです。 <b>【市長】</b> 全国的な課題だが、市でも条例を制定するなどバックアップをしているところ。自治会に関しては、LINEアンケートなどもとらせていただきましたが、市民の中でもさまざまな御意見を持っている人がいるので、市民のための良い方向になるよう市としても努力をしていきたいと思えます。	B	市自治会長連絡協議会と連携した自治会加入促進キャンペーンとして、西那須野商工会、那須塩原市商工会及び栃木県宅地建物取引業協会県北支部への協力依頼、自治会活動パネル展の巡回、啓発活動、庁舎ロビーでのPR動画放映を実施しました。 また、新任自治会長研修時には、新規勧誘の仕組が整っている自治会で使用している加入案内通知や、地域の未加入者世帯の把握及び加入案内のモデル地区であった自治会で使用している加入の利点を示しているチラシを資料として配布し、情報共有を行いました。 加入案内チラシは、転居・出産・就学などのライフステージの変わり目ごとの配布や、チラシ設置箇所を増加に取り組んでいます。
当日	二区町	自治会未加入者	未加入者が多い原因はスマートフォンだと思う。今の若い人はこれでなんでも情報が得られる。こういうのがない時代は人との付き合いでコミュニティが図れたが今はスマホで図れる。南地区のコミュニティでも若い人が「スマホがあれば大丈夫」と発言していた。PR動画を考えているかというが、簡単ではないと思う。相手は手ごわい。やはり加入するメリットがないとダメだと思う。メリットは人と接すること、高齢者の見守りだと思うが自治会の負担も大きい。例えば、各地区のコミュニティでネットワークをつくり、見守らないといけない高齢者をPCでつなぐといったもの、顔や体温が分かるようなものを他の村で設置したという取組などもあった。お金がかかるかもしれないがそういうのがあるとよい。それを月1回とか定期的に自治会長が見に行くなどしてコミュニティを図り、様子を見ることができないのではないか。これが決定打にはならないと思うが、自治会加入は簡単ではない。スマホなどの便利なものを生かす方法で、今はアイデアがないが、そういうものをうまく味方につけてやれたらと思う。(意見)	<b>【市長】</b> 本市でもデジタル化の取組で、独居老人の同意を得て、自宅でどのような電気の使用をしているかを見て、フレイルになるリスクを検知する実証実験を始めています。ほかにもウェアラブルデバイスを配布して健康状態をモニタリングするなど、見守りなどの対応が至らない部分をデジタル技術を活用して担い手不足を補えるような取組などを行っています。今後もデジタル技術を活用した取組を進めていきたいです。	E	左記回答のとおりです。

■総務部

1	一区町	ホース格納庫	日常のメンテナンスの主管部門が明確になっていないので、いざという時に使えない可能性があり、主管部門の明確化、メンテナンス頻度、定期的な演習等の管理規定を明確化する必要がある。又は存続について議論の必要がある。	ホース格納庫は、設置からの年数が相当経過しておりますが、ホースの更新等の管理が適正に行われているとは言えない状況にあります。維持管理費用や必要性等を考慮し、存続も含めた検討をしていきます。	E	左記回答のとおりです。
---	-----	--------	--	--	---	-------------

2	西赤田	消防団補充	<p>消防団関係者に指導をいただき退任して20年経つが、現在は防犯、防災活動を通じ、消防団と関りがある。議会でも取り上げられているが消防各部においても減少化が続く。処遇改善も必要であるが自主防災組織、園児、児童へ操法訓練、防災訓練等を通じ消防団活動に興味を持っていただければどうか。以前、当自治会防火クラブの操法競技会視察をしていただき消防団員の士気が高まった。消防団は後継者育成の場でもあり、将来、地元に貢献する役を担い、近隣の地区との交流も容易なる。自治会を含め是非ともご尽力をいただきたい。 ちなみに当自治会は消防団員が補充することになった。</p>	<p>消防団員の減少は全国的な傾向であり、消防団員の確保、育成は本市でも喫緊の課題となっております。 提案いただいたような、将来の担い手となる子どもたちに消防団員の魅力を伝える活動をはじめ、他の自治体での成功例や地域の実情なども参考にして、効果的な取り組みを検討していきます。</p>	B	<p>地域学校協働本部事業として実施している「防災訓練」や学校での避難訓練などで消防団員が小中学校に行き、児童生徒と放水体験を行うような取り組みも行われています。 今後も地域住民や子どもたちに対して消防団をPRできる機会を増やし、消防団員の確保につながるよう努めていきます。</p>
---	-----	-------	--	--	---	---

## ■市民生活部

1	下永田	ゆーバスと高齢者免許返納	<p>都会と違って地方は交通網が整備されていない。高齢になり免許証を返しても、足が無くなり不便になる。だから返納しない人が大勢いる。このことについて、市として今後の方針をお聞かせ願いたい。</p>	<p>ゆーバスやゆータクなど地域公共交通につきましては、市民の皆様から多くの要望をいただいております。市域も広く、財政上全ての要望に応えることは難しい状況ですが、限られた予算、車両で安全性を確保しつつ、今後も利便性、効率性の向上を図るよう可能な限り努めていきます。また、運転免許証を自主返納された方に対しては、一定の条件のもとにゆーバスやタクシーに使える共通乗車券を交付する支援制度も実施しています。</p>	F	<p>運転免許証自主返納者支援事業は引き続き実施しています。地域公共交通の利便性向上については、今後とも検討していきます。</p>
2	下永田	ゆーバスの運行	<p>免許証返納者が増えているので、下永田地区内等駅東側のゆーバスの運行を増やしてほしい。</p>	<p>ゆーバスやゆータクなど地域公共交通につきましては、市民の皆様から多くの要望をいただいております。市域も広く、財政上全ての要望に応えることは難しい状況ですが、限られた予算、車両で安全性を確保しつつ、今後も利便性、効率性の向上を図るよう可能な限り努めていきます。今回いただいた意見につきましては、今後の運行見直しの際の参考とさせていただきます。</p>	E	<p>現時点でゆーバスの便数増の予定はありませんが、ゆータクを含め地域公共交通の利便性向上については、今後とも検討していきます。</p>
3	下永田	西那須野駅ロビーの有効活用	<p>西那須野駅ロビーに売店の設置など有効活用をしてほしい。</p>	<p>駅ロビーにつきましては、JR東日本の管理下でございます。JR東日本との意見交換の機会がありましたら、地域からの御意見として情報提供させていただきます。</p>	C	<p>現時点でJR東日本との意見交換の機会はありませんが、今後の機会がありましたら、情報提供の予定です。</p>
4	永田	ごみステーション設置の義務化	<p>数カ月前にアパートが建設された。敷地内にごみステーションの設置が無いので、事前にごみ問題について自治会、周辺住民との打ち合わせを行った。しかし、1周辺住民が使用しているごみステーションがすでに飽和状態(20世帯で利用)であること、2アパート住民のステーション管理ができないことなどの理由で使用を拒否した。その後、アパートにはごみステーションが設置していないなどのトラブルがあった。 アパートの建設許可を出すときに、ごみステーション設置を義務付けることで、周辺住民とのトラブルを発生させないようにしてほしい。</p>	<p>ごみステーションの設置については、利用世帯数の基準を満たす必要があることから、アパート建設時におけるステーション設置の義務付けは考えておりません。なお、土地開発行為において、世帯数が一定要件を満たす場合は、ごみステーションを設置するよう指導しています。</p>	E	<p>左記回答のとおりです。</p>
5	永田	一斉美化運動の報告書提出	<p>毎年の美化運動の報告書の提出について「実施結果報告書は自治会長へ提出」となっているが、「各自治会の回収方法に従って提出」などにしてほしい。</p>	<p>自治会長に実績報告書の提出を依頼していることから、集計漏れを防止するため「自治会長への提出」の記載をしていますが、各自治会の提出方法がある場合の記載について追記することとします。</p>	E	<p>左記回答のとおりです。</p>

6	永田	ごみステーションの分別搬入に関するパンフレット作成	過日、住民から、ごみステーションの分別搬入が十分に浸透していないため、“パンフレット”をとの要望を受けた。市へ問い合わせたところ「無い」との回答を得た。ぜひ、注意喚起のパンフレットを作成してほしい。	ごみの分別方法については、各庁舎で配布している「ごみ分別事典」で確認することができます。また、スマートフォンに「ごみ分別アプリ」を入れることで、ごみの分別方法を確認することができます。今後も、分別事典と分別アプリの活用をお願いします。	E	左記回答のとおりです。
7	西三島	国道400号線の交通安全対策	西三島地内国道400号が2車線となり、スピードを出す車が多くなった。何か対策はないか。	那須塩原警察署に情報提供し、交通安全の確保のための適切な取り締まりに活用いただくなど検討を依頼します。	E	那須塩原警察署に情報提供しました。
8	西三島	バス停に椅子の設置を	バス停で高齢者がバスを待っているときに、立っているのがつらいので、椅子を設置してほしい。	道路・歩道へのベンチ等の設置については、道路法施行令に設置基準が定められており、現在は、駅や市庁舎敷地内などに限り設置しています。今後のベンチの設置については、設置基準、設置費やその後の維持管理費等を考慮し、利用者数等を踏まえ優先順位を考えながら検討します。	B	今年度、一部のバス停にベンチを設置する予定です。
9	西三島	地域防犯活動補助金	市民の安全安心確保は官民一体となって推進すべきものと考え。本市においては、地域防犯活動補助金として4年に一度、補助金が支給される。しかしながら、地域防犯活動にかかる経費は市補助金の枠内ではとても追いつかない。このことについては従前から要望しているが、実績見合いまたは必要経費の何割という算定であれば、自治会の財政を圧迫せずに済むので、制度の見直しを要望する。	自主防犯活動支援補助金は、物品の購入について補助を行っておりますが、より効果的な補助の在り方について検討していきます。	B	R4年度内に自主防犯活動支援補助金について見直しを行います。
10	西三島	ESCO事業終了後のLED防犯灯の修繕費等	ESCO事業のリース期間が令和5年9月をもって終了するが、終了後のLED防犯灯の修繕に係る補助金額等について、市の考え方を速やかに示されたい。	LED防犯灯は、ESCO事業のリース期間(令和6年2月)終了後、自治会に無償譲渡されることを踏まえ、維持管理に向けた必要な取組を検討していきます。	B	課内において検討を進めています。
11	四区町	墓地の管理	四区町地内の市有地と思われる場所の墓地の管理と今後について伺う。現況は、近隣には民家等はなく、産廃施設、豚舎、田畑及び山林がある。敷地内は、樹木と草が繁茂して墓地の形状をとどめていない。墓石等が数基残っているが、訪れる人もなく、進入路部分がわずかに当時の名残をとどめている状況である。墓地も世代が三代を過ぎると過去の家系等もわからなくなり、管理者不明や無縁墓地になってしまう例もある。墓地という性質上難しい面が多いと思うが、管理等の今後について伺う。	墓地としての管理は行っていないため、樹木が隣接地に影響を及ぼす場合は対応を検討します。	F	左記回答のとおりです。
12	西赤田	児童等の見守り活動に対する補助	備品のみ交付金は、現状では受け入れる。しかし、当防犯会は自治会からの支援も無く、全て自己負担である。毎年、生活課アンケートに要望提出しているが、せめて、ボランティア保険、事務費一部、動力費一部を補助していただけるよう善処していただけないか。	自主防犯活動支援補助金は、物品の購入について補助を行っておりますが、より効果的な補助の在り方について検討していきます。	B	R4年度内に自主防犯活動支援補助金について見直しを行います。
13	西赤田	赤田霊園入口看板補修	R400沿い西赤田公民館北側の赤田霊園入口看板が経年強風で傾斜、支柱ずれている。調査した上で対策をお願いしたい。	当該看板については、点検整備を行い、現時点で安全面の問題はないと判断しています。また、支柱のずれについては製品の仕様によるものです。	E	左記回答のとおりです。

当日	永田	新築アパートのごみステーション	<p>①新築アパートのごみステーション設置について、ごみステーションが無いと近所の今までであったところにごみ捨てられる。近隣住民がステーションの掃除などの管理をしているため、アパート住人にもそれを行ってもらうとしたが「それはできない」とのこと。世帯数が足りないから要望を出したのではなく、新築アパートには必ずごみステーションを設置するようにしてもらわないと同じことが起こる。生ごみなども捨てられている。それを近隣住民がきれいに掃除して管理している。そんな理不尽な話はない。未だにこんなことが起こっているのどうにかしてもらいたい。</p> <p>②予算がないからできないという話ではない。こういった事象が起きたときは市役所で清掃してもらえということではない。誰かに清掃に来てほしい。何十回も対応している。分譲地であればごみステーションの話も自治会加入の話もしてくれる。集合住宅は、建物を建てる段階でも何の話もなく、ごみステーションが設置されず、近隣のごみステーションが汚れる現状。今後は市に連絡させてもらう。他の地区はどうなっているのか。 【西三島追加】 戸建てであれば班長が目配せをして自治会への加入も呼びかけるが、集合住宅については、私共の自治会でも戸惑っている。市から宅建業者へ建物設置に合わせてごみステーションをできる限り設置していただくよう話をしてもらいたい。戸建ての人は協力的だが、集合住宅の人は話もできない。</p> <p>③アパートの人は近くにあるものをなぜ使ってはダメなのかと思うかもしれないが、現状のごみステーションを使っている軒数も決まっていて、中には飽和状態のところもある。その現状も十分理解いただきたい。また、ごみステーションの位置を30m変更するにあたり、その届け出の他に利用者数を出すようにと電話が来た。ステーションを少し移動するだけなのに何の意味があるのか。</p>	<p>①ごみステーションは市全体で3,200か所。収集運搬に年間3億5千万円かかっています。効率的に管理を行う面でも現在のやり方にさせていただいています。10戸以上で、開発行為がかかる集合住宅の場合はステーション設置の指導していますが、ご指摘のあった建築確認で集合住宅ができたときに1軒ずつという指導は今のところしていません。今あるステーションを有効に活用いただきたい。適正管理の面で苦勞をなされているところは承知しているが、マナーについても貼り紙など必要であれば相談をいただければと思います。</p> <p>②ごみステーションについては、不便を感じる方、転入者から窓口でお叱りを受ける面もあります。集合住宅の開発行為に関しても、今回のご指摘を踏まえて、建築確認の際にどういった確認ができるのか、民間委託の建築確認でも把握できるかなど、課題を含めて検討させていただきます。</p> <p>③【市長】個別の先ほどの意見については持ち帰り検討させていただきます。書類の方についても市民の皆さんの負担軽減となるよう無駄を省けるようにしていきたいです。</p>	E	左記回答のとおりです。
当日	下永田	那須塩原駅の切符売り場	<p>那須塩原駅の切符売り場が2か所あるが、1か所しか空いていない。先日利用したときには、10人くらい並ぶようなことがあったがずっと1か所しか空いていない状態。窓口へ訴えてようやく他の売り場を開けてもらったが、混雑の元になるので対応をお願いしたい。JRとの懇談会があるようであれば、地域住民の要望として伝えてもらいたい。</p>	<p>以前は県主催のJRへの要望の機会がありましたが、一昨年からそういう場がなくなってしまいました。JRとやりとりする機会があった際には、意見を伝えたいと考えています。</p>	C	現時点でJR東日本への要望の機会はありませんが、今後の機会がありましたら、情報提供の予定です。
当日	高柳	ごみ分別	<p>ごみの件で、アパート住民に対してごみ分別の何かを配布しているか。当自治会では特に大きな問題はないが、出す曜日が違うものが置いてあることもあり確認したい。</p>	<p>転入時にごみ分別の資料を渡しています。</p>	F	左記回答のとおりです。



当日	東三島	ごみの盗難	3月から地域の田んぼの中に危険物が投棄される。ひどいときはタイヤ、トタン、釘などが投棄されることがあった。県警にも連絡し、3月末から現在も朝に地域パトロールを行っているところである。実は、ごみ収集車の方が涙を流しながらやっていたことがあった。内容は、ごみ袋を開けて金目の物を盗む事件や、アパート等の女性の出したごみを持ち出し中身を漁ったのち投棄されるといった事件が12件程度起きている。中には名前の入ったものもあった。ごみステーションに鍵をかけないと金目のもの持って行ってしまふことがある。皆さんにもお知らせし、注意喚起をさせていただく。	回答不要	-	-
----	-----	-------	---	------	---	---

### ■気候変動対策局

当日	西赤田	気候変動に対する注意喚起	農業関係をやっているが、データとして気温・日照時間・降雨量のデータを10年以上取っているが、現6月時点で、月37.8℃という高温状態である。1.2年前は35℃くらい、3.4年前は35℃を超えなかった。当然作物にも影響する。稲作などに関連してくるが、一般市民に関してはこういう高温状態が進んでいるが、健康状態云々とかの注意喚起を一度でいいから大々的に出してもらいたい。	7月1日から熱中症予防情報を各中学校区に10箇所に分けて市民に配信しています。併せて熱中症対策へのHPに誘導しています。気候変動影響への適応策については県とも連携し対応していきたいです。	E	左記回答のとおりです。 なお、熱中症予防情報及び熱中症対策のHPについては、7月～10月の期間で配信等を行いました。
----	-----	--------------	---	---	---	---

### ■市民生活部・農業委員会事務局

1	西赤田	農地への不法投棄嚴重注意喚起要請	JAにも提案したが、各地区の道路沿いの農地に空缶、不燃物等の不法投棄が氾濫している。農作業の影響、機械故障、家畜への影響等があり、農業委員会等を通じ、嚴重に注意喚起をしていただきたい。	【市民生活部】 市では、市職員及び廃棄物監視員による日頃のパトロールや不法投棄防止看板を設置するなど、不法投棄対策に取り組んでいます。  【農業委員会事務局】 不法投棄を行わないよう、広報等により、注意喚起していきます。	【市民生活部】 E  【農業委員会事務局】 A	【市民生活部】 左記回答のとおりです。  【農業委員会事務局】 那須塩原市農業委員会だより9月号に記事を掲載しました。
---	-----	------------------	--	--	-------------------------------------	---

### ■保健福祉部

1	五軒町	新型コロナウイルス感染症の発生状況の開示	那須塩原市での新型コロナウイルス感染症の発生状況は、高い推移が続いている。その発生水準は県北エリアにおいても、隣接する各市町に比べても高い状況である。しかし、自分の周りでコロナに感染した話もあまり聞かれないためか、危機感が薄いと思われる。那須塩原市は面積も広く、自分たちの周囲でどれ位の新型コロナ感染が発生しているのかわからない状況であり、黒磯・西那須野・塩原3地区単位での発生状況を開示してほしい。	新型コロナウイルスの感染者の情報は、栃木県において管理する個人情報です。 そのため、本市の住民であっても、災害発生時における適切な避難の事務などの特別な場合を除き、栃木県から情報提供されることはありませんので、地区ごとの感染者状況は把握しておりません。 なお、本市としては、これまでどおり、市全体における感染予防、感染拡大防止に向けた対策に取り組んでいきますので、引き続き、ご協力をお願いします。	D	9月26日から、全国一律で、感染者の全数把握の見直しが行われたため、感染者情報を管理する栃木県では、陽性と診断された人数は、医療機関や本人からの報告によって把握しますが、個人の住所及び性別等の個人情報までは報告されなくなったため、市町村単位での感染者数を把握していません。 本市としては、国、県の感染傾向を見ながら、感染予防や感染拡大防止に向けた啓発や、PCR検査やワクチン接種の推進に取り組んでいきたいと考えています。
2	三島	避難行動要支援者	支援者の選定について、同居の家族がいるのになぜ支援対象者なのか、地域の取組で、多々疑問を生じる時がある。説明が欲しい。また、道理が通らないと活動推進に障害がある。	避難行動要支援者の対象要件として「75歳以上の高齢者のみの世帯（一人暮らしの高齢者を含む）」があります。市は、住民基本台帳上「高齢者のみの世帯」となっている方に（高齢者以外の同居家族の有無の事実確認が困難であるため）、要支援対象者として情報提供の同意確認を行っています。 同居家族があり、支援が不要の際は、同意書にて、「同意しない」を選択し、御回答いただくものです。 その他の要件につきましては、同居家族の有無を問わないものとなっています。	F	左記回答のとおりです。

3	西赤田	要支援者対応	市では障害者、要支援者の登録を勧めているが私も障害者だが登録の依頼が来たがしていない。市に登録したとしても地元自治会、民生委員が関わりが希薄である。他の自治会でも同様の話を聞く。民生委員の活動は多面にわたるが、自治会との連携が無い状態で誰が支援していただけるのか理解できない。身近な自治会が関わらないで、『地域住民助け合い』が機能するのか。個人情報を厳守してどのようにして推進していただけるのか善処していただきたい。	避難行動要支援者支援事業は、災害時の避難支援を、自治会を中心とした地域の支援者(自主防災組織、民生委員等)の可能な範囲で行っていたくものです。 本事業は、市と自治会で協定を締結し、個人情報の厳守ほか避難支援体制の整備に必要な事項を定めています。 自治会の状況に応じて、名簿の所持、個別計画の作成、避難訓練といった支援体制の構築に段階的に取り組んでいただいております。要支援者を含めた自治会加入者は、加入する自治会がどの段階にあるのか確認することができます。	F	左記回答のとおりです。
当日	西三島	新型コロナウイルス感染症対策	新型コロナウイルスの感染拡大の危険があるが県内では本市は宇都宮に次いで陽性者が高い状況が1か月続いている。この状況を行政はどのように分析をして、今後どのような対応をしていくのか考えをお聞かせいただきたい。	人口割から考えても市内の感染者は多いと感じています。ただし、人によってどういう形で検査を受けたかなどによって差も生じます(重症・軽症の度合いなど)。県からも情報をもらっているが、一様に比べることは困難ですが、引き続き対策については周知などをこれまで同様続けていきたいです。市の感染者数が多い原因が分析できれば措置をとっていきます。 【市長】 市の場合はPCR検査を身近に受けてもらっているということもあるかと思いますが、経済活動を止めたくはないです。ワクチン接種自体は県内でも高いですが、感染対策を取った上で引き続きの活動をを進める必要があるかと考えています。	D	9月26日から、全国一律で、感染者の全数把握の見直しが行われたため、感染者情報を管理する栃木県では、陽性と診断された人数は、医療機関や本人からの報告によって把握しますが、個人の住所及び性別等の個人情報までは報告されなくなったため、市町村単位での感染者数を把握していません。 本市としては、国、県の感染傾向を見ながら、感染予防や感染拡大防止に向けた啓発や、PCR検査やワクチン接種の推進に取り組んでいきたいと考えています。

### ■子ども未来部

当日	西三島	新型コロナウイルス感染症対策(若年層)	小学校での感染のほか、保育園などでクラスターが発生しているようだ。若年層(10歳未満)の対策についても、私としては小学校や幼稚園など何らかの対策が必要と思うがいかがか。	特効薬がないので困っています。夏場はマスクをすると熱中症になってしまつため、バランスを見ながら従来どおり感染対策をとっていきたいです。保育園では感染者が出た場合、近隣にいた人の検査を行うなどなるべく広がらないよう十分対策を講じています。	B	基本的な感染対策は、国の通知に基づき各保育施設で実施しています。 また、保護者宛に家庭での感染対策について協力を依頼しています。
----	-----	---------------------	--	--	---	---

### ■建設部

1	下永田	ポッポ通り横の川の水量	時々ポッポ通りを健康維持のため散歩している。しかし、その横の川の水量の少ないのに驚いている。生活排水やごみ、枯れ枝などがたくさんある。環境衛生面からも良くないと思われる。	ご指摘のありました川は南郷屋堀という水路になりますが、降雨の少ない時期などは水量が減る状況が見られます。 なお、ポッポ通りと水路が近接する乃木緑地付近については住宅地とも隣接しているため、ゴミや枯れ枝の除去など適切な水路の管理に努めていきます。	A	今後も降雨の少ない時期は水路の水量が減り、ゴミや枯れ枝が溜まりやすい状況となるため、適宜清掃を行い、衛生的な環境の維持に努めていきます。
2	西三島	日塩紅葉ラインの道路全面補修	塩原からハンターMt.スキー場までの道路の舗装が亀裂や穴が多く、全面補修工事を希望する。スキーへ行くため冬季よく利用するが、補修工事が適切に行われなため、道路が荒れてとても走行しにくく、交通事故を誘発するような状態である。雪道の時、轍状の穴や深い穴、連続した穴などの場所でハンドルを取られて地元民の私も危険と感じる時がある。 さらに、ハンターMt.スキー場は首都圏や近隣の県からもスキー客が来ている。また、冬場だけではなくシーズン通して日塩紅葉ラインは多くの車両が通行する。観光地塩原温泉のイメージダウンにもつながると考える。	当該路線を所管する栃木県大田原土木事務所に確認したところ、「日塩紅葉ラインは、令和2年12月に償還期間が満了し、延長約10km区間を栃木県道路公社から大田原土木事務所に移管された道路です。移管後これまでに限られた予算の中で優先順位をつけて計画的に舗装修繕工事や応急的な路面補修を実施してきました。今年度も引き続き安全で安心な通行を確保するため舗装修繕工事等を進めています。」との回答をいただいております。	A	左記回答の通りです。 【(参考)舗装修繕工事 実施件数については、次のとおりです。 令和3年度 工事 2箇所、 令和4年度 工事 3箇所(予定)】

3	西三島	高齢者および子どもの居場所のための空き家の利用促進	那須塩原市では市内への移住や定住を促進するため那須塩原市空き家バンク制度を運用しているのは承知している。また、NPO法人が空き家を借り受け、福祉関連事業を展開しているのはご存知のとおりである。そのような中、子どもの貧困が社会問題になっており、県内市町においては空き家を活用した子ども食堂などが市民に認知されて、一定の成果をあげている。自治会や民生委員等が高齢者や子どもの居場所を運営するにあたっては空き家の家賃、リフォーム代金などが足かせとなっている。市民が市民のための事業として空き家を活用する場合は、行政が家賃やリフォーム代金を肩代わりする制度を設けていただきたい。	空き家等対策事業において、「市民が市民のための事業として空き家を活用する場合の、家賃やリフォーム代金を肩代わりする制度」については、現在のところ設ける予定はありませんが、他自治体での導入事例や国県等への確認を行うなど、情報収集に努めたいと思います。	D	引き続き、国、県及び他自治体の情報収集に努めていきます。
4	三島	住宅街の砂利道	生活環境上から舗装が重要・必須かと思われる。舗装には様々な条件と制約があるかと思うが、住民にとっては毎日不便に感じる目の前の砂利道である。大きな立派な道も必要だが、小さな市民の願いも聞いてほしい。	市の管理する道路(砂利道)の舗装化については、当該路線の公共性、交通量、沿線の状況などを総合的に判断して段階的に進めていきたいと考えています。	B	今年度、市の管理する道路(砂利道)について、2路線の舗装化を実施しました。 今後も路線毎の公共性、交通量、沿線の状況などを総合的に判断して段階的に舗装化を進めていきたいと考えています。
5	槻沢	道路舗装	当市における市道の舗装率はどのくらいか。農村地区である当地区は、住宅団地が増加したとはいえ、幹線道路以外、一步住宅内に入れば砂利道である。時々砂利を敷いてもらったりしても、水たまりなどがすぐ出来てしまう。早期の市内市道の舗装化を望む。 「ボツンと一軒家」というテレビ番組が放送され時々見るが、山の中の一軒家であっても不思議と道路は舗装されている。それを見る度、何か違和感を覚える。	本市における市道の舗装率は、令和3年4月1日時点において89.4%であり、約120km程度が砂利道となっている状況です。 市の管理する道路(砂利道)の舗装化については、当該路線の公共性、交通量、沿線の状況などを総合的に判断して段階的に進めていきたいと考えています。	B	今年度、市の管理する道路(砂利道)について、2路線の舗装化を実施しました。 今後も路線毎の公共性、交通量、沿線の状況などを総合的に判断して段階的に舗装化を進めていきたいと考えています。
当日	南郷屋	砂利道舗装	①今年自治会長になったが、ここ3カ月で自治会長に対する道路要望が4件あがってきた。うち3件が砂利道だった。現況を確認したところ、分譲が古い地区であり、高齢者では管理ができない状況の場所であった。それぞれに市へ要望し対応をしてもらうが、道路にかなり轍ができるほか、草も生えている状況。住民からは、「砂利をどうしても舗装にしてもらいたい。どうしたらよいか」という相談を受けたが、「それは市の道路ではないのでハードルが高い」という市からの回答だった。どうすれば舗装にできるのかといった基準を設けていただけるのであれば、市民も理解できるのではないかと。安全安心な道路をつくるための最低限の道路整備はどうすればよいかを市でも考えて基準を明確にもらい、地域住民の生活の向上を図っていただきたい。  ②一般道への抜け道に使われている私道がある。そこを通らないでくれとはできない。不特定多数がそこを通過している現状なので100万円を補助すると言っても住民の範疇でやらないといけないと思うと納得が得られない。現場の状況を確認した上で相談して進めさせていただければ。	①個人所有の土地(私道)については市では舗装を行っていませんが、要望があれば砂利入れや平らにするなどの対応をしています。私道を自身で舗装する場合、その材料代を市で100万円まで出すことができると思うので、具体的な道路があるのであれば御相談いただきたいです。  ②別途相談いただきたいです。	B	7月に自治会長と現地立会いを行い、各種制度について説明させていただきました。 各種制度の活用及び申請等については、各支所までご相談ください。

■西那須野支所

1	石林	道路補修	<p>乃木公園と静沼の南側道路ですが、雨が降ると道路脇に水がたまり、アスファルトの切れ目に溝ができてしまい危険な状態になっている。砂利、土、砂等で埋めてもすぐに溝ができてしまう。すぐに溝ができる理由として、東側にごみステーションがあり、頻繁に車両が入り出すからである。また、石林公民館の道路からの出入口も同じように溝ができてしまう。両方とも車の急発進等で路肩が削られて溝ができるのだと思われる。</p> <p>対策として、路肩のアスファルトの部分を広くして強固にすれば良いのではないかと思われる。アスファルトを広げる際は、乃木神社所有の土地であるため、事前に確認することで対応可能。なお、この道路は、小中学生の通学路になっているので、早急に対応してほしい。</p>	<p>土地所有者(乃木神社)に起工承諾または土地使用貸借契約(無償)での協力が得られれば、他の舗装要望や予算との兼ね合いを見ながら順次対応します。</p>	B	<p>舗装については予算の状況を見ながら対応します。路肩の溝が危険な状況であれば砂利入れ等を実施しますのでご連絡ください。</p>
2	西三島	歩道橋修繕の日程	<p>2月24日に三島小学校前の歩道橋補修をしていたが、下校時階段を降りていく時カラーコーンが置いてあり、子どもたちがどこを通っているのか迷っていた。今後工事等を行う場合は、可能であれば土日の修繕をするなど、通学時間以外で行うよう工夫していただきたい。</p>	<p>階段の欠けた部分を市職員が補修したもので、学校には伝えて行いましたが、今後カラーコーンに「よけて通ってね」など子どもにわかりやすい表示をするよう配慮します。また、通行止めを伴うような工事は長期休校に合わせ実施します。</p>	E	<p>左記回答のとおりです。</p>
当日	石林	道路補修	<p>石林の道路補修に関して、乃木神社と打合せの場を持ち、起工承諾も土地使用貸借契約の了承をもらった。今後は早急に市と打合せの上対応していただきたい。</p>	<p>状況を伺ったので、担当課に伝え、早急に対応できるように調整していきたいと思います。</p>	B	<p>舗装をする際には土地の使用について、所有者である乃木神社と書類のやり取り等を行います。</p>
当日	永田	桜とイチヨウの伐採	<p>80~100年樹齢の桜とイチヨウの木の伐採(枝落とし)をお願いしたが、伐採ではなく根元から切られた。事前に連絡もなく、いつの間にかに切られてしまった。ポタンの掛け違いが多すぎる。</p>	<p>回答不要</p>	-	-
当日	高柳	水たまりの修繕	<p>自治会長をやって3年になるが、道路やごみステーション前の水たまりの修繕などの要望を建設課へ出しており、1週間程度で対応いただいている。この場を借りて御礼申し上げたい。</p>	<p>回答不要</p>	-	-
当日	石林	通学路にかかっている切り株の撤去	<p>H30年度に市政懇談会で要望して対策をお願いした。道路舗装の関連で1mくらいの切株があったのだが、それを取り除いてほしいとお願したところ、それはできないということで高さを60cmくらいにカットし、その前後にポストコーンを設置してもらった。危険を取り除いてもらったところはありがたかったが、最終的には切株が残っていて今でも通りづらく困っている。これも乃木神社が関連しているが、通学路にもなっているため、打合せをして対策を協議したい。</p>	<p>状況を確認し、打合せをさせてもらって対応したいと思います。</p>	A	<p>自治会と協力のうえ、令和4年11月21日に撤去が完了しました。</p>

■教育部

1	一区町	ファミリースポーツ廃止	参加者減により全競技廃止との通知を受け取ったが、市民の交流の場が減る一方に感じられる。むしろ参加者を増やす工夫をして継続すべきではないか。	本事業は西那須野地区のスポーツの推進と自治会の親睦を目的に開催されておりました。 現在、本市では市民のスポーツ活動を推進していく上で、年2回「那須塩原市スポーツレクリエーション祭」を開催しておりますので、今後も市民の方に周知を図り、スポーツの振興に努めていきます。	E	市民の健康増進のため、今後も様々な事業を検討していきます。
2	西赤田	西公民館の外トイレの施設管理	西公民館外部トイレが老朽化で衛生環境が悪化していると見受けられる。7年前に市へ提案した時には環境改善に取組む回答があったが良くない。また、防犯の点からも撤去を望みたい。又は駐車場近隣に移動していただきたい。未使用側溝等、その他施設の視察、整備を西コミ役員と協議の上、早急に対応をお願いしたい。	平成25年度の提案回答後は、定期的な清掃及びトイレ周りの草刈りを実施し利用しやすい環境づくりに努めています。 外トイレは、公民館開館当初からの施設であり、老朽化も進んでおりますが、現在も利用されている状況です。今後は、関係団体の意見を伺いながら側溝等も含め施設管理の在り方を検討し、対応していきます。	B	グラウンドを利用している団体及び西地区コミュニティ運営委員会に外トイレの使用について確認したところ現在は公民館内のトイレを主に利用しているため外トイレはなくなっても差し支えないとの回答であったため、撤去する方向で検討しています。その他の施設整備等につきましては、引き続き在り方を検討し、対応していきます。
3	西赤田	通学路の整備	千葉県交通事故問題で通学路の整備点検調査がされた。当防犯会として、西小学校と連携し通学路交通安全プログラム対策箇所一覧表進捗状況、通学路等危険箇所調査書を提出している。予算化もありすべて対応はできないが善処していただきたい。	通学路の安全確保につきましては、通学路交通安全対策プログラムに基づき、道路管理者、警察等による通学路安全推進会議をはじめ、危険箇所の調査や合同点検の実施等、関係機関が連携し取り組んでいます。 プログラムに伴う対策箇所につきまして、対応方針に基づき対策を講じていきます。	B	11月に関係機関による通学路安全推進会議を開催し、既存の危険箇所の進捗状況の確認と、新規箇所の対応方針の検討を行いました。 今後、対応方針に基づき、優先順位を見ながら取り組んでいきます。
当日	西赤田	通学路の整備	市で通学路の交通安全プログラムを出しているが、西小管轄の対策状況をみているが西小の先生だけの対応は難しい。できる範囲でいいので、現状を見た上で1年目、2年目、3年目といったように計画立てた対策を講じてほしい。H26年7月に策定したプログラムもPDCAのPで終わっていてDoができていない。遅れている。千葉県でも事故があった。前向きに取り組んでいただくようお願いしたい。	西赤田の取組資料を見せてもらいました。丁寧に分りいただき感謝申し上げます。八街市での事件もあり、地域・学校・警察・道路管理者などが連携して対策に取り組んでいます。優先順位を見て対応していきたいです。	B	令和3年度に通学路安全対策プログラムを改訂しました。通学路の安全確保に関する年間スケジュールや、具体的な取り組み内容を記載しているほか、短期間で対応可能なメニューなどを例示しています。 今後も関係機関と連携し、できるところから取り組んでいきます。

令和4(2022)年度市政懇談会意見要望回答(全 26件) ハロープラザ会場分

市政懇談会以降の取組や考え方

【分類】

A: 要望等の趣旨に沿って措置したもの(既に取り組んでいるもの)

C: 当面は実現できないもの

E: 意見・提言として受けたもの

B: 実現に向け努力しているもの

D: 実現が極めて困難なもの

F: 現状等の説明を求められたもの

No.	地区	項目	意見要望	回答	分類	進捗状況(12月末日時点)
<b>■企画部</b>						
1	関谷京町	テレビ共同受信組合の補助金	<p>小規模のテレビ共同受信組合に手厚い補助金を。 地上デジタル化に伴い光ファイバーを利用した、テレビ共同受信システムを導入し10年以上経過し以下の問題が発生した事により運営困難になってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者が転居や、亡くられる等により脱会が増えて収入減。増える見込みもなく保守契約契約する費用も捻出できない事から 不慮の事故が発生しても修理工事手配に費用も時間もかかる</li> <li>・組合費 12,000円/年で他のTV共聴組合のほぼ倍と高い</li> <li>・電柱老朽化や、倒木により電線かけ替え工事が発生。工事費も国道沿いのため、交通誘導が必要で高額になりやすい。</li> <li>・猿害により光ファイバー断線が発生(2ヶ所)工事費40万(赤字)</li> <li>・老朽化にともない光レベルの低下(V-ONU 赤ランプ点灯)</li> <li>・光ファイバーの配線が長いため、電柱使用料が高い(固定費高い)</li> <li>・光増幅器、V-ONUなどの法定寿命すぎても交換費用が無い</li> <li>・組合解散するにも光ファイバー撤去費用が無い(脱会希望者有)</li> </ul> <p>通信系の光TVを導入も全世帯は、不可能。</p> <p>猿害恒久対策や設備更新も出来ないことから故障や障害が発生すると修理できず停波(テレビ視聴できない)のまま固定費を負担する事になる。要望として、費用補助を希望する(他県の自治体で、実施実績有り)。最終的に災害に強い中継局や、ギャップファイラーに変更希望する。</p> <p>提案として、光ネットワークを活用したデジタル情報化を推進できないか。 道の駅や、森の駅、ホテルなどのTVやインフォメーション・ディスプレイへ観光情報/防災情報の動画又は静止画を発信し、収入を組合の補助にできないか。</p>	<p>国や県からの補助金については、アナログ放送からデジタル放送の切替期間にはありましたが、現在は終了しています。 なお、運営に係る費用については、利用者負担が原則のため、運営に係る費用に対する市からの補助は難しいものと考えます。</p>	D	左記回答のとおりです
当日	関谷京町	テレビ共同受信組合の補助金	<p>テレビ共同受信組合で、受信料に対して13世帯しか利用がない。修理費が、固定費の1万2,000円を上回ってしまっている、このままだと、組合を抜けて自分でやるという声が上がっており、ますます会費の負担が増え、組合として成り立たなくなっている。10年経過し設備の交換時期を迎えており、いつ壊れてもおかしくない状況。電柱に登るなど自分たちでできることはメンテナンスを行うなど努力しているが、猿害などで断線してしまうと40万円を超えるような費用が発生しその年度は赤字となってしまう状況である。立ち上げから市に支援いただいた組合なのでお願いしたいところだったが、梯子をはずされたような印象。自治会負担もプラスされ、自治会離れの要因にもなっている。努力は続けていくのだが、市で設備の光アンプなどで入れ替え不要となった機材を提供いただけないか。</p>	<p>以前も関谷京町共聴組合で同様の要望をいただいていた。立ち上げは市も関与していたが、維持管理は地元負担をお願いしてきました。市内に13ほど共聴組合があるが、関谷京町組合では加入者数の減少が顕著です。市でも箒根地区に設備を入れ(10年で入れ替え)今年度機器の入れ替えを予定しています。再利用できるものかどうか分からないが、運営費の補助は難しい。光ファイバーの整備も進んでいない状況なので改めて連絡をとらせていただきたいです。</p>	B	左記の回答のとおり、年度内にハロープラザの設備更新を予定しています。概ね令和5年2月頃に機器入替を予定していますので、再利用ができるものかどうかは不明ですが、委託業者と調整し、更新後の機器の提供について、時期が近づきましたら改めてご連絡させていただきます。

■企画部・市民生活部

当日	埼玉	環境問題発生時の対応と市政懇談会内容の公表	<p>1市内で公害などの環境問題が発生した時、事業者・地区住民・行政の3者間において協議・取り決めをしたことがあるか。それに対する協定書を取り交わしたことはあるか。</p> <p>2今後、そのような諸問題が発生した際には、行政・事業所・地区住民で組織する協議会などを開いていただけるか。</p> <p>3この市政懇談会の議事録は作成されるのか。公開されるのか。いつまでに行えるのか。</p> <p>4公開されるのであれば、その時に不明な点を明記して記載していただくとよいかと思うがいかがか。</p>	<p>【市民生活部】</p> <p>1環境に関する協定の質問かと思うが、手元に資料がないため改めて個別に連絡して説明差し上げたいです。</p> <p>2公害についても様々あり、担当部署も市だけでなく県なども関連する場合がありますため、内容に応じての対応になるかと思います。その際は改めて相談させていただきたいです。</p> <p>4戻り次第、担当部署に確認し連絡差し上げたいです。</p> <p>【企画部】</p> <p>3意見は全てまとめて、後日お示しさせていただく予定です。2月末に、市HPに掲載し、同時に自治会長へも配布します。担当課は秘書課となります。</p>	<p>【市民生活部】</p> <p>F</p> <p>【企画部】</p> <p>A</p>	<p>【市民生活部】</p> <p>12について7月26日に要望者と面会して説明しました。</p> <p>【企画部】</p> <p>意見要望や当日の内容については、進捗状況も含め、2月末に市ホームページへ掲載し公表します。</p>
----	----	-----------------------	---	--	---	---

■企画部・気候変動対策局

1	塩の湯	SDGsの推進事業、地域再生エネルギー、DX活用	<p>塩原温泉地区のSDGs推進事業、塩原温泉地区の地域再生エネルギー、塩原温泉地区のDX活用。</p>	<p>【企画部】</p> <p>本市では、市民、行政、地域社会のDXの推進を目的として、令和4年3月に「那須塩原市DX推進戦略」を策定しました。</p> <p>戦略においては、「市民サービスの利便性向上」を基本方針の1つとして掲げており、先進的なデジタル技術を活用し、塩原地区を含めた市内全域において、デジタル格差(デジタルデバイド)の解消に配慮しつつ、市民サービスや市民生活の利便性の向上を図れるよう、戦略に基づく環境整備の取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>【気候変動対策局】</p> <p>地域再生可能エネルギーの活用は、SDGsの目標7「エネルギー」及び目標13「気候変動」に加え、目標8「経済成長と雇用」や目標11「持続可能な都市」の実現に必要なことと認識しており、塩原地区も含めて市内各所での取組が肝要であると考えます。</p>	<p>【企画部】</p> <p>B</p> <p>【気候変動対策局】</p> <p>F</p>	<p>【企画部】</p> <p>現在、本庁舎において市民サービスの利便性向上を図るため「かんたん窓口」の実証実験を行っております。今後は、実証実験の結果を踏まえ、塩原支所を含めた各支所・出張所へ順次拡大していきます。</p> <p>【気候変動対策局】</p> <p>左記回答のとおりです。</p>
---	-----	--------------------------	--	--	---	--

■企画部・建設部

1	塩の湯	コンパクトシティ、スマートシティ	<p>コンパクトシティ、スマートシティ概念における塩原温泉の立ち位置。</p>	<p>【企画部】</p> <p>スマートシティに係る計画等は策定しておらず、地域の位置付けもありません。</p> <p>【建設部】</p> <p>本市では、『多極ネットワーク型コンパクトシティの形成』を図るため、「那須塩原市立地適正化計画」を策定し、運用していますが、塩原温泉地区は、都市機能や居住を集約する区域には位置付けていません。</p>	<p>【企画部】</p> <p>F</p> <p>【建設部】</p> <p>F</p>	<p>【企画部】</p> <p>左記回答のとおりです。</p> <p>【建設部】</p> <p>左記回答のとおりです。</p>
---	-----	------------------	---	--	---	---

■企画部・産業観光部・教育部

1	塩の湯	携帯電話通話可能地域及びWi-Fi環境	携帯電話通話可能地域の拡大又は、Wi-Fi環境充実の予定。	<p>【企画部】 携帯電話通話可能地域の拡大については、通信事業者によるものであるため、市では実施の予定はありません。 公共施設のWi-Fi環境については、利用状況等を踏まえ市庁舎及び市有施設での拡充を検討しています。</p> <p>【産業観光部】 那須塩原市観光局により塩原温泉及び板室温泉の一部に屋外Wi-Fi環境が整備されました。今後、那須塩原駅周辺などでの整備が検討されています。</p> <p>【教育部】 令和3年度に生涯学習課において、全公民館にWi-Fi環境を整備済みです。</p>	<p>【企画部】 F</p> <p>【産業観光部】 A</p> <p>【教育部】 A</p>	<p>【企画部】 左記回答のとおりです。</p> <p>【産業観光部】 那須塩原駅西口周辺のWi-Fi環境は令和4年度末までに整備予定です。</p> <p>【教育部】 令和3年度に生涯学習課において、全公民館にWi-Fi環境を整備済みです。</p>
---	-----	---------------------	-------------------------------	--	--	--

■総務部

1	金沢中	防災無線の位置づけと今後の活用	「防災無線から流れる朝・昼・夕のチャイムを復活して欲しい、農作業等の時間の目安になると共に地域への愛着や連帯感を生むツールとして意義あるものと思う。」との意見があった。未だに聞き取りにくい地域が見られることもあり、防災インフラとしての防災無線の位置付けや今後の活用についても、検討していることがあれば教えて欲しい。	<p>塩原地区で運用してきたアナログ式防災行政無線が電波法改正により使用期限(令和4年11月)を迎えることから、市では令和3年度中に新たな防災情報伝達機器を整備しました。これにより、屋外の放送設備は塩原温泉、板室温泉の一部の地区のみとなり、箒根地区におけるチャイムは廃止しております。 今後は戸別(個別)受信が可能な防災ラジオ、みるメール、LINE等、多様な手段により防災情報を発信します。</p>	F	左記回答のとおりです。
当日	宇都野	防災無線	防災無線について、金沢ランドで火災があったが地元で誰も気づかないということがあった。通信手段はいろいろあるが、中を見ないとわからない。できれば防災のスピーカー利用の検討をお願いしたい。	<p>防災無線の切り替えに伴ってスピーカーから音声が出なくなり、代わりに家庭に貸与するラジオやみるメールなどでの情報発信に切り替えました。もともスピーカーも家の中や雨天時などにも聞こえづらいということもあるため、みるメールなどで情報を得ていただくほか、代替として防災ラジオの貸し出しを始めました。今回のシステムに新たに音声を載せるとなると2億円近くかかるため、御理解ください。</p>	D	<p>電波法の改正に伴い、旧塩原町内で使用していた防災行政無線による音声放送はなくなりました。 なお、箒根地区では、消防団に火災の発生を伝達する手段として、各消防団所にサイレンを整備しました。 住民の皆様は、サイレンやみるメール等により火災発生の情報を取得してください。</p>
当日	金沢中	防災無線	塩原温泉、板室温泉の一部はまだ残っていると思うが、これは電波法の影響を受けなかったのか。今まで使っていた施設は撤去予定か。塩原ダムで流すサイレンは電波法の影響を受けるのか。ダムは重要なところなので影響を受けると困る。防災ラジオの普及についてはどのように望んだらよいか。	<p>塩原と板室の両温泉については、みるメールなどで情報を得る手段のない観光客が情報を得るために引き続きスピーカーの設置を継続しています。他地域については、今までの施設は撤去になる。ダムのサイレンが電波法の影響を受けるかは把握していない。防災ラジオは、自治会長、高齢者施設、視覚障害者などには無料で貸与。危険地域の方は1台1,000円、それ以外の一般家庭は1台3,000円でお使いいただけるようにしています。</p>	F	左記回答のとおりです。
当日	関谷下田野	防災ラジオ	防災無線については了解したが、この地域には自主防災組織があり、台風等のときに土嚢が不足し、防災士を集めて土嚢づくりを手伝うということもあった。防災ラジオは自治会長だけでなく自主防災組織分もいただけるとありがたい。	<p>自主防災組織に配れないかは持ち帰って検討し、改めて回答したいと思います。</p>	A	<p>市では、自治会分と別に自主防災組織にも防災ラジオを貸与しています。組織内で複数台の貸与を希望する場合は、市に御相談ください。</p>

■市民生活部

1	関谷元町	ゆーバス等の走行ルート新設とバス停の設置	アグリパル塩原と関谷郵便局間の東側バイパスルートを新設希望する。また、関谷小押ボタン信号付近とそば処信吉付近へのバス停2カ所の設置を希望する。	<p>民間バスを含め、旧道には複数のバス路線がある一方で、バイパス側にはバス路線がないことは認識しています。今後の路線見直しの際にゆータクの運行経路の見直しなどの対応が可能かどうか、検討していきます。</p>	E	<p>今後のゆータクの再編を行う場合に運行経路の見直しを検討します。</p>
---	------	----------------------	---	--	---	--



■ 気候変動対策局

1	塩の湯	再生可能エネルギーの取り組み	塩の湯地区・甘湯地区における再生可能エネルギー活用計画の有無。	市は、令和4年3月に策定した気候変動対策計画において、市内に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用し、脱炭素社会の実現を目指すこととしています。なお、計画では地区ごとの活用計画は定めていません。 今後、地域の環境と調和し、かつ、地域の社会や経済に貢献する地域脱炭素化促進事業を実施するうえで必要となる促進区域の設定にむけて調査を行う予定です。	F	現在、地域の環境と調和し、かつ、地域の社会や経済に貢献する地域脱炭素化促進事業を実施するうえで必要となる促進区域の設定にむけて調査を行っています。
2	塩の湯	自然エネルギー活用	塩原温泉地区の自然エネルギー活用によるランニングコストの低減化(カーボンニュートラル)及び町づくり。	地域の自然を資源ととらえ、これを持続可能な状態で活用することは、まさに再生可能エネルギーの活用にほかならず、エネルギー代金の削減や脱炭素化に資する可能性を秘めているものと考えます。 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、再生可能エネルギーの活用を進めることにより、エネルギーや経済の地域内循環によるまちづくりを進めていきます。	F	左記回答のとおりです。

■ 保健福祉部・子ども未来部

1	塩の湯	少子高齢化対策	塩原温泉地区における少子高齢化対策。	<p>【保健福祉部】 ○高齢化対策 高齢者対策では、高齢者が生きがいを持ち健康で暮らせるよう、また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険事業をはじめ各種の事業を展開し、高齢者福祉の充実を図っているところです。 また、高齢者の相談窓口や介護予防事業を行うため地域包括支援センターを設置しておりますので、「しおばら地域包括支援センター」にお気軽にご相談ください。</p> <p>【子ども未来部】 ○少子化対策 那須塩原市では、子どもを安心して産み育てていくことができるよう、次世代育成支援対策行動計画を含む子ども・子育て未来プランを平成27年度に策定し、現在第2期プランを実施しています。 少子化対策は市全体で取り組むべき問題と認識しており、子どもを持ちたいと考えてから妊娠、出産、育児と、安心して産み育てていくための支援を継続的に行っています。 具体的には、不妊治療費助成、妊産婦及び子ども医療費助成などの支援から、各子育てサロンなど相談ができる体制づくり、保育園等の待機児童対策、ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブなど支援サービスの充実などに取り組んでいます。</p>	B	<p>【保健福祉部】 ○高齢化対策 「高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、各種事業を展開し、高齢者福祉の充実を図っています。 御相談や介護予防事業に関するお問合せなどは、引き続き、「しおばら地域包括支援センター」へお願いします。</p> <p>【子ども未来部】 ○少子化対策 少子化問題については、引き続き市全体で取り組むべき課題として子育て世代への支援に取り組んでいます。 令和5年4月からは、子育て支援課にある子ども・子育て総合センターと健康増進課にある母子保健業務を一体化した新しい課を設置予定です。これまで以上に連携して子育て世代の不安を解消できるよう努めていきます。</p>
---	-----	---------	--------------------	--	---	--

■ 産業観光部

1	塩の湯	古道の整備	塩の湯から八方ヶ原への古道再生、改修事業の予定を伺う。	整備については、限られた予算の中で優先度の高いものから計画的に実施しています。現在、塩の湯から八方ヶ原への道について、古道再生、改修事業の予定はありません。	C	左記回答のとおりです。
2	塩の湯	自然遊歩道再生、改修	塩の湯から新湯までの自然遊歩道(古道)再生、改修事業の予定を伺う。	整備については、限られた予算の中で優先度の高いものから計画的に実施しています。現在、塩の湯から新湯までの自然遊歩道について、古道再生、改修事業の予定はありません。	C	左記回答のとおりです。

3	塩の湯	DMOの取組	塩原温泉地区の自治体DMO等による観光地再生地域計画、改修事業計画。	一般社団法人那須塩原市観光局が令和4年3月に候補DMOに登録されました。今後は、登録DMOへの登録を目指しています。  地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業における観光地再生地域計画、改修事業計画に関しては、那須塩原市観光局を中心に進められているところです。	A	引き続き、登録DMOへの登録に向けた取組を進めています。 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業の地域計画、個別計画を観光庁に提出し、宿泊施設の整備等を進めています。
4	金沢上	有害鳥獣(サル・イノシシ・シカ)等の農作物被害	サルが集団で移動し、農作物の被害だけでなく、家屋に貯蔵している物を食べ、屋根等に糞や食べ残しを放置する等、生活被害も起きている状況である。また、イノシシは田んぼの土手を掘り、整備に苦慮している。電柵等の対策はしているにもかかわらず、被害が多い状況と思う。他に対策は考えられないか。	野生鳥獣の被害防止には「防護・環境整備・捕獲」の3つの基本対策について、周辺環境や被害状況など地域の実情に応じて、地域が一体となって取り組むことが重要となります。 地域として対策を行う場合、県事業の獣害対策アドバイザー派遣事業を活用することで、鳥獣管理士による被害状況の分析をもとに対策方針を検討することが可能です。 市としては、鳥獣被害対策実施隊による被害対策指導、加害鳥獣の捕獲を行うほか、各種対策に対する補助制度を効果的に活用して被害対策及び地域の支援を行っていきます。	B	令和4年12月に金沢上地区自治会総会において、鳥獣被害対策の基本、補助制度、獣害対策アドバイザー派遣事業を活用した集落ぐるみの被害対策について説明しました。
5	墓沼	有害鳥獣駆除	毎年要望していますが、被害は減っていない。 サルの捕獲をするための大型囲い罠を設置してくれることになったが、その他の有害鳥獣も減少する対策を引続きお願いしたい。	令和4年度においてサル大型囲い罠を設置する予定です。 有害鳥獣の出没、被害を減少させるためには、捕獲だけではなく、防除柵の設置や鳥獣を寄せ付けない環境整備、追い払いなどの対策を集落ぐるみで総合的に実施することが大切です。 地域一体で危機意識や情報の共有が困難であるとは思いますが、県事業の獣害対策アドバイザー派遣事業を活用し、鳥獣管理士による被害状況の分析をもとに、地域の実情に応じた対策方針を検討することが可能です。 市としては、引き続き鳥獣被害対策実施隊による被害対策指導、加害鳥獣の捕獲を行うほか、各種対策に対する補助制度を効果的に活用して被害対策及び地域の支援を行っていきます。	A	令和4年11月に墓沼地区、遅野沢地区の住民を対象に鳥獣被害対策の基本、サル大型囲い罠に関する説明会を実施しました。 12月に地域住民、鳥獣被害対策実施隊(猟友会)と一緒にサルの群れを捕獲するための大型囲い罠を設置しました。
当日	宇都野	有害鳥獣対策	獣害関係だが、昨年サル対策の要望を出したところ、猿罠が設置され、猟友会の協力をいただいて5月に5頭確保した。2週間ほど穏やかになったが、今まで幅広く活動していたサルだったが収まったので御礼申し上げたい。	回答不要	-	-
当日	-	温泉街のWi-Fi環境整備(環境庁スノーリゾート事業)	-	市から説明  昨年度、塩原温泉地区・板室温泉地区それぞれの温泉街でWi-Fiを整備しました。今後、外で観光をしながら仕事ができるといった環境整備を行いました。今後は駅周辺の方にもWi-Fi整備を進める予定。現時点の進捗状況は、補助金申請をしており、それが通れば次の段階に進むこととなります。	A	那須塩原駅西口周辺のWi-Fi環境は令和4年度末までに整備予定です。

■建設部

1	塩の湯	塩の湯地区・甘湯地区の都市計画	塩の湯地区・甘湯地区の都市計画の予定を伺う。(矢板八方ヶ原・おしらの滝とのコラボ)。	那須塩原市都市計画マスタープランの地域別構想において、塩原地区として温泉街の活性化や自然体験拠点の再生などのまちづくりの方針を定めています。塩の湯地区・甘湯地区などの個別の単位では定めていません。なお、塩の湯地区・甘湯地区における都市計画事業の予定はありません。	F	左記回答のとおりです。
---	-----	-----------------	--	---	---	-------------

■建設部・塩原支所

1	墓沼	道路の補修と草刈	<p>・墓沼公民館までの舗装工事は完了していますが、その先の延長工事についてもお願いします。なぜ、公民館まででその先を継続しないのか理由も説明願いたい。</p> <p>・昨年もお願いましたが、沼大神(神社)の法面見下げ保護をお願いしたい。</p> <p>・道路沿いの草刈りについては、毎年実施されている、できれば盆前には完了していただきたい。また、一回でなく複数回実施してもらえれば、美観が保てると思うが。</p>	<p>【建設部】 当該路線については、墓沼公民館までの区間が全体的に路面の損傷が激しかったことから舗装修繕を実施した経緯があります。 公民館の先についても、横断側溝部分など路面の損傷が進んでいる箇所がありますので、今年度において損傷が著しい箇所の舗装修繕を予定しています。</p> <p>【塩原支所】 沼大神(神社)脇赤道に、雨水による法面下部の浸食を抑える敷砂利をすみやかに実施します。</p> <p>道路沿いの草刈りにつきましては、状況等を確認した上で毎年実施しているところです。草刈りの頻度につきましては、塩原地区内市道の交通状況、草の繁茂状況等を勘案し複数回の実施を検討します。</p>	(建設部) B 【塩原支所】 A	<p>(建設部) 10月に墓沼公民館から先の路面損傷が著しい部分について、修繕を実施しました。次年度以降も継続的に修繕を実施していく予定です。</p> <p>【塩原支所】 敷砂利:7月4日実施済み 草刈り:7月実施済み</p>
---	----	----------	---	---	---------------------------	---

■塩原支所

1	宇都野原坪	集水柵の蓋設置	宇都野原坪小勝原内市道に面した集水柵が開口状態になっており、車両、人が近くを通る際に転落の危険がある。対策を願いたい。	現地を確認し、資材の手配をしました。納入次第、すみやかに対応します。	A	蓋設置:6月30日設置済み
---	-------	---------	---	------------------------------------	---	---------------

■上下水道部

1	塩の湯	塩の湯地区水資源の活用	喜十六水源の今後の活用予定を伺う。	喜十六水源は現在須巻地区へ給水しており、今後別の水源に切替える予定はありますが、当面は予備水源として維持管理します。	F	左記回答のとおりです。
---	-----	-------------	-------------------	--	---	-------------

■教育部

当日	関谷下田野	地域に開かれた箒根学園の校舎利用	<p>関谷小学校の校舎の増改築の際に要望していたが、地域連携したことができないかといったところ、書面で回答をいただいた。ハロープラザで避難所開設訓練や関谷小・箒根中、旧金沢小など、分散して収容する必要があります。先生がカギを持っているが、地元にはほとんどいない。地元の人々が駆けつけて対応できる部屋(トイレ、水道があり、夜間は学校の方には出入りできないようにした部屋)の設置を要望し、設計に盛り込む旨回答いただいた。部屋の利用については、年間1回の防災訓練だけの利用に限らないでほしい。今から339年前に関谷集落は山際にあったが、地震で移動したといういわれがある。ここには関谷構造線という地震帯が走っており、いつ地震が起こってもおかしくない。地域の人が使ってもいいのであれば、今後はそういう方向性を教育委員会でお示しいただくか、われわれの提案を聞いてほしい。土日は高齢者がそこで折り紙をやってもいいとか。栃木市を視察したら、学校と地域交流施設が共存している事例があった。日頃、何も無いときにも定期的に使える地域に開かれた学校として活用できるよう提案したい。</p>	<p>昨年の市政懇談会の意見により多目的室を設計に加えしました。地元の自治会、学校、保護者が組織する箒根学園設置準備委員会からも意見をいただき、解放可能な多目的室として、学校の昇降口は使わず、直接部屋に入れるバリアフリー仕様の外部専用入口、給湯室、男女・多目的トイレを設け、校舎には入れないような形で設計しています。</p> <p>様々な利用が考えられますが、施設の開放(学校開放)に関する規則に基づいて運用していく予定です。</p> <p>今後は、準備委員会の中にある新しい学校づくり班において、多目的室の利用方法について意見交換をしたいと考えます。</p>	A	<p>令和4年10月14日開催の箒根学園設置準備委員会 新しい学校づくり班会議に、関谷下田野地区コミュニティづくり推進協議会の方々を招き、開放予定の多目的室について、意見交換会を開催しました。</p> <p>利用方法等について、市からの説明や協議会の方々と意見交換を行いました。</p> <p>なお、開放予定の多目的室については、現在3月竣工に向け工事中です。</p>
----	-------	------------------	--	--	---	--

令和4(2022)年度市政懇談会意見要望回答(全 63件) いきいきふれあいセンター会場分

市政懇談会以降の取組や考え方

【分類】

A: 要望等の趣旨に沿って措置したもの(既に取り組んでいるもの)

C: 当面は実現できないもの

E: 意見・提言として受けたもの

B: 実現に向け努力しているもの

D: 実現が極めて困難なもの

F: 現状等の説明を求められたもの

No.	地区	項目	意見要望	回答	分類	進捗状況(12月末日時点)
<b>■企画部</b>						
1	埼玉コミュニティ	市自治会活動の促進に関する条例	条例を策定し、市が目指す自治会の在り方や目指すべき在り方について説明してほしい。	自治会は地域社会において特に「共助」の面で重要な役割を担っています。市民が相互に支えあい、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に向けて、自治会活動の促進を支援していきます。	F	左記回答のとおりです。
2	埼玉コミュニティ	市自治会活動の促進に関する条例	条例を策定し、自治会の課題をどのように改善していくのか伺う。	自治会の課題を改善するため、条例には自治会活動の促進に関して、市民、自治会、市自治会長連絡協議会、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を規定しています。 市として、自治会活動促進のための広報・啓発、自治会組織化への支援、自治会活動への支援、自治会の負担への配慮、職員の加入及び参加の促進に取り組んでいきます。	F	左記回答のとおりです。
3	埼玉コミュニティ	自治会役員のなり手不足と高齢化	課題として多い、役員のなり手不足や高齢化に伴う事務機能の低下が自治会運営に困難となっていることについて、市はどのように考えているのか伺う。	市自治会連絡協議会と作成し、4月の自治会全体会で配布しました「自治会活動の手引き」や、令和4年自治会長研修会の場において、「次期役員の育成支援に力を入れている」「パソコンの得意な人が書類を作っている」等の事例を紹介しています。 市としても、自治会関連のスケジュール調整や、配布文書の削減にも、負担軽減による担い手不足対策のひとつとして取り組んでいます。	F	左記回答のとおりです。
4	埼玉コミュニティ	自治会の課題解決	条例を作り、自治会加入率を上げることが課題解決につながることはなく、現在の課題と市はどのように向き合っていくのかを伺う。	条例は、自治会の役割やその重要性を共有し、市民が支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に制定しました。 自治会の課題については、市自治会長連絡協議会とも連携を図りながら、自治会の活動支援、負担軽減、活動事例の紹介に取り組んでいきます。	F	左記回答のとおりです。
5	埼玉コミュニティ	コミュニティの情報発信	昨年度の市政懇談会でコミュニティ内の情報発信を提言し、「ホームページでの周知を行う」と回答があった。公民館のホームページを活用し、コミュニティ、自治会内の様子を丁寧に情報発信することを想定するが、職員の異動などで内容が充実しなくなることを望む。	コミュニティを含む地域の情報については、公民館だより等により発信しており、公民館ホームページに掲載しています。また、コミュニティだよりの公民館ホームページへの掲載も実施しています。今後もコミュニティや自治会の地域活動について積極的に情報収集を行い、発信していきます。	A	公民館ホームページで、コミュニティを含む地域の情報を発信しています。各自治会の活動については広報なすしおばらのミニ自治会だよりでもお知らせしています。

6	上厚崎一丁目	各種補助事業の手続き	円滑な自治会活動のため各種の補助制度を設け支援を頂いていることに感謝申し上げます。しかし、その申請書の煩雑さや記載内容が事業毎に大きな差異がある。なるべく自治会に負担にならないようにと様々な手立てを施してもらっている中で、工夫されている補助事業もあるが、一方で、旧態依然の申請手続きとなっているように思われる類もある。そこで、事業所管課で情報共有し必要最低限にした簡便な手続きとなるよう早期な対応をお願いしたい。	自治会が行う手続きの煩雑さの解消、自治会長の負担軽減に向け取り組んでいきます。	B	今年度、市から自治会への助成制度に関し、制度説明通知の内容や申請書の様式について調査を実施しました。調査結果を踏まえ、「わかりやすい記載例への改善」、「申請書で共通する事項を予め印刷した上で配布する等の記載箇所の削減」、「手続きの簡便化」など可能なものから取り組みます。市補助金交付規則の押印廃止により令和5年度から申請書の押印が不要となる補助制度については、メールでの提出を選択いただけるようになる見込みです。
7	黒磯七区	借家自治公民館の活用	自治公民館の借家自治公民館活用について、「自治公民館の実態を踏まえて研究していきます」の返答だったが、どれぐらい研究したか、その成果について伺う。その結果としての借家公民館方式の方向性はでているのか。	借家自治公民館の研究として、先進自治体の情報収集に当たりましたが、借家公民館方式の方向性はでていません。引き続き、研究していきます。	C	他自治体の補助制度において、補助限度が月額5千円・5年間までとしている自治体もあれば、月額5万円10年間までとしている自治体もあり、借家公民館として備えるべき条件もそれぞれ異なります。本市での導入に当たっては、現在の市自治公民館施設整備費等補助金交付要綱とのバランスも考慮しながら検討します。
8	黒磯七区	地域共生社会への取組	県内で同性カップルを公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を取り組む市町が増えてきている。栃木県もそれについて、動き出す方向と3月29日の下野新聞に書いてあった。この制度の有無は、多様性に対する自治体の寛容度を計る尺度にもなるといわれている。市においてどのような取り組みを考えているのか。環境問題で先駆的行政を進める市においては、パートナーシップ制度も同様に先駆的取組の自治体として対応するべきと思う。	栃木県と同様に「パートナーシップ宣誓制度」に取組むため、準備に入ったところです。市の業務では、どのような取組みができるのか、現在検討中です。今後どのようなサービスが導入できるか、他市町の例を参考に研究していきます。	A	本市も令和4年10月1日よりパートナーシップ宣誓制度を導入し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けてスタートしたところです。
9	中島	自治会加入のメリット	自治会に入ると「こないいいことがありますよ」と、言いたい。また、自治会の必要性もわかりやすく新規入居者に案内したい。加入したら何が自分・家族にとってよいことがあるのか？加入しないと、どんなデメリットがあるのか？をフランクに伝えたい。	地域の絆づくりが、災害時など「いざという時に助け合い」につながります。防災・防犯、子どもや高齢者の見守り、自治会が設置する防犯灯・ごみステーションの管理など個人では解決が難しい地域の課題も自治会が重要な役割を果たしています。自治会長連絡協議会と市で作成した加入案内チラシも御活用ください。	F	左記回答のとおりです。
10	中島	自治会への通知手段等のデジタル化	自治会長宛には、メールと紙での併用で案内をお願いしたい。もちろん、各戸、各班へは書面であること承知している。メールでの連絡と返答ができると、市とのキャッチボールの数も多くなると考える。また、Web会議等(画面を共有しての会話:1対1でも)もコミュニケーションがアップすると考える。	令和4年度から本格稼働する自治会長一斉メールの活用など、通知手段のデジタル化を検討しております。また、市各課から自治会長宛て通知の問合せ先には、電話番号・FAX番号に加え、担当課のメールアドレスも記載するよう庁内に再周知したところです。なお、自治会長の中にはメールでの対応が困難な方もいることからメールと紙の併用についても続けていきます。	B	庁内への周知に加え、特に行政文書配布を利用した自治会長宛て通知は、市民協働推進課でメールアドレスの記載漏れが無いよう確認しています。市補助金交付規則の押印廃止により令和5年度から申請書の押印が不要となる補助制度については、メールでの提出を選択いただけるようになる見込みです。
11	西新町	自治会長提出文書のメール対応	以前に、自治会長から市役所への提出文書はFAXの他にメールでも対応して欲しい旨をお願いした。その結果メール対応が実現したが、課によっては未だにメールの明記がなされていない課がある。市役所のホームページでメールアドレスは調べることが出来るが、自治会長宛の文書には必ず担当課のメールアドレスを明記していただきたい。	令和4年4月に、自治会長宛て文書への担当課メールアドレスの記載について、再度庁内に周知しました。	A	庁内への周知に加え、特に行政文書配布を利用した自治会長宛て通知は、市民協働推進課でメールアドレスの記載漏れが無いよう確認しています。

当日	上厚崎一丁目	各種補助金 の手続き	毎年、補助金申請の事務手続きが定例的なものであっても負担である。新しく自治会長になった人には相当の負担。一部、手続きが電子申請になってきて、一歩進んできているが、みんな統一してもらう少し簡素化してもらいたい。市民協働推進課の申請書は手続きを簡素化していただき、自治会に対し書き方まで示し非常に丁寧である。他の課もこれに倣ってすぐにも改善してほしい。定例的なものであれば目的などもそう変わらないはずなので、簡素化を検討していただきたい。市民協働推進課の申請書に目的の自由記載欄があるが、選択肢を作ってもらえれば市の事務処理も楽になるはず。ぜひ検討していただきたい。企画部、市民協働推進課がリードして積極的に実現していただきたい。	毎年申請が必要で目的が決まっているものなどは簡素化を検討していきたいです。庁内の関係課職員で相談しているが実現に至っていない現状です。自治会長・事務担当双方の事務軽減にもつながると思うので、できるだけ早く進めていければと思います。	B	今年度、市から自治会への助成制度に関し、制度説明通知の内容や申請書の様式について調査を実施しました。調査結果を踏まえ、「わかりやすい記載例への改善」、「申請書で共通する事項を予め印刷した上で配布する等の記載箇所の削減」、「手続きの簡便化」など可能なものから取り組みます。 市補助金交付規則の押印廃止により令和5年度から申請書の押印が不要となる補助制度については、メールでの提出を選択いただけるようになる見込みです。
当日	黒磯幸町	市町合併	那須町の親戚が那須町を混ざっていないのに那須塩原市を名乗るのはどうかという話だったのだが、那須町も混ざって将来那須市にした方がよいと言っている。大田原の親戚は、公共機関が不十分なのでできれば一緒にになりたいと言っている。矢板も取り残されているので、ぜひ混ざってほしい、このことを市長に聞いてほしいとのことだった。	【市長】 今挙げていただいたのは日本遺産を共有する自治体。共通する部分は大きいので、一緒に行事などができるときには一緒にやりたいと思います。今後那須地域をPRする際には日本遺産であったり那須ブランドを使い、那須塩原市をPRしていければと思っています。いろいろな部分において広域で連携することは大事だと思っています。	-	-

### ■総務部

1	三本木	防火水槽の 蓋板設置	三本木地内の県道東小屋黒羽線沿いにある防火水槽には、転落防止のための金網が設置されているが、老朽化が著しく、子供等の転落の恐れがあり大変危険なので、蓋板の設置を要望する。	安全が確保できる工法を検討し、予算確保の上、改修を行います。	A	当該防火水槽の蓋かけ工事については、令和4年12月に着工し、令和5年3月に完了する予定です。
2	共豊社一区	防災訓練	市全体の訓練もいいが、山や川がある地区と無い地区では対応が異なると思うので、各自治会の実情に即した対応が必要かと思う。	市ではこれまでの総合防災訓練方式を改め、実施エリアを絞り、その地区における災害リスクに対する市民参加型の訓練を実施していきます。 なお、各自治会・自主防災組織が独自に、それぞれの地区で想定される災害に備えた訓練を積極的に実施されることを期待します。	A	今年度、狩野公民館において、公民館区内の住民や消防団などの参加により、大雨による蛇尾川の氾濫を想定した訓練を実施しました。 市では今後も公民館区単位を目安に、地域の災害リスクに応じた市民参加型の訓練の実施に努めていきます。
3	鍋掛	施設の案内 看板設置	鍋掛街道鍋掛小学校入り口と県道72号線鍋掛公民館入り口について、以前看板設置を要望し、「指定避難所としての位置づけでもある施設は、市民のみならず、不特定多数の利用も想定されますので、当地区をはじめとして、市全体における設置状況を把握したうえで、具体的な案内板の設置に向けて、担当部及び関係各機関との協議・調整を進めてまいりたいと考えております。」との回答を得ているが、その後の進捗を伺いたい。保育園、小学校、公民館3施設が集合している場所なので、早急な設置を要望する。	避難所となる施設の案内板設置については、避難所の環境整備事業の一つに位置付け実施を予定しておりますが、現在は備蓄物資の購入等を優先して行っています。今後、予算計画の中で順次、実施していきます。	B	各避難所付近に電柱看板の設置を計画しています。設置に係る予算の確保と実施に努めていきます。
当日	三本木	防火水槽の 蓋板設置	防火水槽の金網の補修を提案した。これは7~8年前から壊れており、地区の消防で逐次直してきたのだが、消防団が消防署に修繕を依頼していたができないということなので、今回自治会として要望した。回答では予算を確保してとあるが、至急やってほしい。予算を確保するのであれば、今年または来年、確実にできるようにしてほしい。	現場を確認してできるだけ早く対応できるようにしてまいりたいです。どの程度破損しているのか現場を確認させていただきたいです。	A	当該防火水槽の蓋かけ工事については、令和4年12月に着工し、令和5年3月に完了する予定です。

■市民生活部

1	北和田	道路センターラインの新設と塗色変更	過去に市道K278号線のセンターライン塗色変更(白線から黄線)に関する要望書を那須塩原警察署へ進達しているが、それが認められず現在に至っている。 児童は自治会内2つのルートで登校しているが、いずれも同時間帯での車の往来が多く、中にはスピードを出して走行しているため、交通事故が発生しないか心配が尽きない。 そのため、センターラインの新設(黄線)と過去に要望した塗色変更が実現できれば、ドライバーのマナー向上と事故防止につながるものと考えている。 これは道路交通法の一部改正に向けた要望かもしれないが、市にはこれら実現に向け、何らかの後押しを期待しているところである。 警察署との連携強化を含めこれら実現に向けたあり方・進め方について、市の所見を伺う。	黄色のセンターラインは、追い越しのためのはみ出し禁止区間に設置されるものです。はみ出し禁止などの交通規制の導入については、那須塩原警察署が交通量や周辺の状況等の現地調査を行い、県公安委員会が決定することになっていますので、那須塩原警察署に現地調査を行うよう要望していきます。	E	那須塩原警察署へ要望しましたが、黄色のセンターラインについてはドライバーのマナー向上やスピード低減を目的として設置するものではなく、追い越しのためのはみ出し禁止区間に設置するものであり、要望路線ははみ出し禁止区間ではないため設置できないと回答がありました。
2	松浦町	学童通学路への信号機設置	現在は児童登下校時の事故防止活動で、町内自主パトロールのメンバーが誘導中だが、車を止めての誘導がしにくい。手動式でもよいので、設置してほしい。	信号機の設置については、継続して那須塩原警察署に要望していますが、現状では設置決定の回答はいただいていません。設置に向けて、引き続き那須塩原警察署に要望します。	A	継続して要望します。
3	共墾社一区	学童通学路への速度制限標識設置	共墾社西踏切から国道4号バイパスに行く市道で、スピードを出して走る車が多く、通学等で危険である。速度制限標識(30キロ)を設置してほしい。	速度制限等の交通規制の導入については、那須塩原警察署が交通量や周辺の状況等の現地調査を行い、県公安委員会が決定することになっていますので、那須塩原警察署に現地調査を行うよう要望していきます。	A	那須塩原警察署へ依頼しました。
4	共墾社一区	踏切内の高さ制限表示	共墾社西踏切での踏切内事故が発生しているため、高さ制限の表示を分かりやすい所に設置してほしい。	高さ制限の標識や規制予告については、警察の所管でありますので、那須塩原警察署に要望としてお伝えし、現地調査を依頼します。	A	那須塩原警察署へ依頼しました。
5	長久保	臭気問題	長久保地区の畜産の臭気について対処を要望したが、「三者の協議の場を有効に利用して対策を考えていきたい。」との回答であった。その後の話し合いの結果を伺いたい。	要望(平成29年7月)を受け、地元協議会、事業者、市における三者協議を実施するため、日程調整を進めておりましたが、地元協議会が、事業者との話し合いではなく、議会への陳情という方法に変更して、平成29年11月に陳情書を提出しましたことから、以後、協議は実施していません。	F	左記回答のとおりです。
6	鍋掛	信号の移設	鍋掛街道と長久保方面からくる市道との交差点は、鍋掛小学校へ通う児童が必ず渡る交差点であるが、押しボタン式の信号の位置が悪く、横断歩道を2回渡らなくてはならない。長いほうの横断歩道には信号がない。信号の位置をずらし、一度で渡れるよう改良を要望する。	信号の設置場所については、警察の所管でありますので、那須塩原警察署に要望としてお伝えし、現地調査を依頼します。	E	那須塩原警察署へ依頼しました。 通学する児童のルートは毎年変わってくるため、その都度信号機を移設することは現実的でなく、実施はできないと回答がありました。
7	南埼玉2区	横断歩道の設置	県道55号線には現在、20年前からの地域住民悲願の歩道設置工事が進められている。県土木事務所からは、今年秋には浸透池が完成し、来年度から本格的に歩道部分の工事に入ると聞いている。学童の通学や地域住民の生活道路として利用できるものとその完成を心待ちにしているところである。そこで、道路横断の安全確保のため複数箇所の横断歩道等を設置要望する。市の手配をお願いしたい。	横断歩道の設置は、那須塩原警察署が横断利用者、周囲の状況等の現地調査を行い、決定することになっており、市では設置することができません。そのため、那須塩原警察署に現地調査を行うよう要望していきます。	A	那須塩原警察署へ要望しました。

8	西新町	猫の糞害	当自治会の会員から、「隣の班で猫を放し飼いしている家庭があり、糞の後処理に困っているのが自治会として嚴重に指導して下さい。」と依頼があった。猫の飼い主を特定するのは難しく妙案が浮かばないが、猫の糞害に苦慮している家庭は依頼者以外にも多数いるようだ。散歩途中の犬の糞害は注目されているが、単独行動のネコの糞害も看過できない問題である。市広報やチラシなどを市で作成して、猫の飼い主のモラル向上を啓発していただきたい。	猫の室内飼い等の適正な飼い方については、広報や市ホームページ等により周知に努めております。また、糞害防止の看板やチラシも作成しており、希望があれば住民の方々に配付しているところです。今後も、適正な飼い方の周知に努めていきます。	E	犬・猫の適正な飼い方について、広報なすしおばら11月号に掲載しました。
9	西新町	ごみの減量	令和元年8月22日に開催された那須塩原市・那須塩原市自治会長連絡協議会懇談会(於 割烹石山)において、市の担当者から次の様なコメントがなされた。「家庭から出る一人一日当たりのごみの排出量は平成29年度と平成30年度を比較してわずか7gではあるが増えてしまった。ここ数年の家庭から出るごみの排出量は、ほぼ横ばいであるので分別の徹底及び生ごみの水分を切って出して頂きたい。食品ロスを減らすことにも留意して欲しい。」 ごみの減量化については、市民一丸となって取り組んでおり、その成果も上がってきている。例えば、本市の生活系ごみの排出量は、市の資料によると全国平均とほぼ同じであるが、栃木県平均よりは大きく下回っていることが読み取れる。また、平成25年から平成29年にかけて排出量は減少傾向にある。(平成31年度那須塩原市ごみ減量推進員第1回研修会資料12頁参照) 市の有料ごみ袋の値段は大袋(45L)10枚500円で他市町に比して割高である。参考までに、主な市町の大袋(45L)10枚の値段を列記すると、宇都宮市と小山市は有料ごみ袋の制度は無く透明か半透明の袋に入れて出せば良い。栃木市85円、足利市150円、大田原市225円、矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町400円、那須烏山市、那珂川町200円となっている。以上を勘案して次の事を要望する。 1広報なすしおばらへ市民一人一日当たりの生活系ごみ排出量を毎月掲載する。市役所正面玄関内の電光掲示板にも掲載する。みるメールでのごみ減量の啓発。ごみ減量運動推進中のポスターを市が作成して、行政区のごみステーションへ掲示する。 2有料ごみ袋10枚の値段を大中小それぞれ100円値下げする。	1 ごみ減量の啓発については、ごみ出しカレンダーに1人1日当たりのごみ排出量 目標数値を表示しました。また、ホームページやごみ分別アプリ等を活用し、市民の目に留まるような啓発を行っていきたくと考えています。 2 本市の指定ごみ袋は、ごみ処理手数料を含んだ販売料金となっています。ごみ袋製造費用等のみから価格設定している自治体と単純に比較はできませんが、ごみ排出量に応じた処理費用負担の公平性を保つ観点から、今後も有料化は継続していきます。なお、令和4年度中に次期一般廃棄物処理基本計画を策定しますので、適正な価格について検討を行います。	E	左記回答のとおりです。
当日	長久保	防犯灯	防犯灯について、昨今電気料金が上がってきている。9月に補助申請をさせてもらおうと思うが、補助金の増額の予定はあるのか。さもなければ節電的な対策をとってもよいのか。	防犯灯は通常の家賃料金とは別契約になり、別料金となっておりますが、値上がり状況がわからないので調べた上で対応できるかも含めて検討させていただきたいです。	A	那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱において、電気料補助については、別途定める算出方法に基づき算出した電気料の1/2以内とし、毎年度予算の範囲内で市長が定めることとしています。このため、今般値上がりしている電気料については、前年より補助額を一灯当たり100円増額しています。

■ 市民生活部・建設部

1	木綿畑本田	道路修繕 防犯灯設置	高林地区から青木地区に抜ける道路には、雨が降ると水たまりが多く見受けられ、大変危険である。さらに、防犯灯が無く、夜は暗いため大変危険である。水たまりと防犯灯の対策を早めに行ってほしい。	【市民生活部】 防犯灯の設置主体は防犯灯管理団体(自治会等)であり、市は防犯灯管理団体(自治会等)に防犯灯の設置に係る費用の一部補助を行っています。  【建設部】 市道高林青木線については、今後舗装修繕を実施する計画があるため、修繕に併せて水たまりが解消されるよう検討していきます。	【市民生活部】 E  【建設部】 B	【市民生活部】 左記回答のとおりです。  【建設部】 現地調査を行い、道路の窪みなど水溜まりの原因となる箇所を確認しました。今後は、舗装修繕工事に併せて、水溜まり等の排水処理が出来るよう検討していきます。
---	-------	---------------	--	---	--------------------------------	--



■保健福祉部

1	上厚崎一丁目	避難行動支援者支援事業	<p>先日、当自治会内で一人暮らしの高齢者が突然死されました。たまたま、親類が在宅していたことから大きな問題になりませんでした。その前までは元気だったそうである。このような事態が起きると、当事業のような制度についての必要性を痛感する。しかし、この事業は理念先行型で、自治会として、どのように関わればいいのかも解らず、地に足を付けたものには全くなっていないとの思いを強くしている。この事業単独で目的を達成することができないのは明白であることから、様々な福祉事業を組み合わせ、かつ、組織体制を整え、総合的に取り組む必要があるのではないかと。例えば、社会福祉協議会で行っている「地域住民助け合い事業」の目的は少し違いがあるものの、内容的には近いと思われるが、そちらの情報は具体的に得られていない。自治会との連携を図るためには、市役所内での総合的な体制を構築し、どのような道筋で、どのように取り組もうとしているのかを示して欲しいと思うのが市の見解を伺う。</p>	<p>「避難行動要支援者支援事業」は、災害時に自力で避難することが難しい方の情報を、自治会を中心とした地域の支援者に提供し、日頃の見守りを実施する中で、災害時の支援体制を構築していただくものです。「地域住民助け合い事業」は、日頃の生活の中で、地域の特性に合わせて必要な方の見守りやお手伝いを実施することにより「地域の皆さんによる早期発見・早期対応ができる仕組み作り」を目指すものです。両事業とも、地域において支援が必要と思われる方について、素早く行政に連絡・相談いただくことをお願いするものであり、地域における「共助」の仕組みづくりが、速やかな「公助」に結びつくことの実現と、日頃からの助け合いが災害時の支援をしやすくするという目指すという関係にあります。市は、「避難行動要支援者支援事業」と「地域住民助け合い事業」を融合し、自治会や自主防災組織との連携を行っている自治会もあることから、その取り組みをモデル事例として周知を行う予定です。また、それぞれの事業を進める社会福祉課、高齢福祉課(市社会福祉協議会へ委託)さらに自主防災組織を所管している危機管理室と協議し、連携を図っていきます。</p>	F	<p>令和4年8月に、今年度の「避難行動要支援同意者名簿」を自治会あてに送付する際、自治会、自主防災組織、ボランティアや地区社協等が連携して行っている見守り活動に「避難行動要支援同意者」の見守りも併せて実施することとなった2つの地区の取り組みを、モデル事例として紹介する資料を同封しました。</p>
当日	関谷	限度額適用認定手続き	<p>入院の際の限度額適用認定の提示の仕方、利用についての市と病院で説明が違う。市民に制度を使わせないようにしていると感じるため回答してほしい(国民健康保険の減額申請も同様)</p> <p>1どのような人が何人、限度額認定証制度を利用しているのか。 2どのような人が何人、国民健康保険税の減額を利用しているのか。 3市役所と病院の説明が違っているのはなぜか。 4認定証の提示が無いと限度額の支払いにならないというのであれば、後日申請する人は皆無はずなのに、どのような方が申請し、どのような時に返金されるのか。 5認定証を交付しなくてもすでに患者の所得は市で把握され、医療費は自動で返還されるのに、食事代は窓口提示が無いと返還されないのはおかしいのではないかと。 6認定証の発行日(効力発生日)について、病院では窓口の限度額支払いが適用される日付なので2月に交付されても1月に交付されても限度額の適用となると説明されたが、市役所では発行日からの限度額支払いとなり、1月は通常の金額の支払いと言われた。しかし、医療費の差額は1月分から返還されている。患者は入院している病院の説明を信じるしかなく、後から正反対の説明を市役所からされて混乱している。数か月経っても未解決。 7なぜ食事代が別なのか再度窓口にお問い合わせしたが、窓口では100%の回答ができないため確認させてほしいと言われ、どこかに電話しているようであったが、そのまま時間切れとなってしまったので回答がほしい。</p>	<p>手続きにおいて不快な思いをさせてしまい、申請に当たっても、十分理解できていないため、そのような対応になったかと思えます。個別案件ということで一度持ち帰り、追って対応させていただきたいです。</p>	F	<p>ご質問者には、個別案件として、制度や手続き等について説明させていただきました。不明な点があればお問い合わせくださるようお願いしています。</p>

■保健福祉部・教育部

1	黒磯七区	高齢者行政 高齢者教育	<p>黒磯地区において、老人クラブの解散が相次いでいる。それは、地域の団体活動において、社会教育団体といわれる青年団、婦人会に次いで高齢者団体(老人会、老人クラブ)にもその弱体化が押し寄せて来たといえるのではないかと。団塊の世代が高齢者の中心を担う時代において、高齢者がその地域活動を通して、生きがいづくり、地域づくりにその力を発揮することが求められていると思う。高齢者担当については、老人クラブ、生きがいサロンが高齢福祉課、老人クラブの振興についての担当は社会福祉協議会、高齢者の学習集団づくりは地区公民館(高齢者学級、高齢者大学等)、そのスキルを活かす労働としての担当がシルバー人材センターなどに分かれている。高齢者行政等を統一して考える体制が必要と思う。高齢福祉課は本当に老人クラブの振興を考えているのか。その方策はとっているのか?新規クラブの増加がなければ老人クラブは減少するのみである。つまり、高齢者文化において、後期高齢者の時代背景と前期高齢者の時代背景があまりに違うので、後継者、新規会員の増加は難しい問題となっている。また、団体活動の特にリーダー層の成り手の問題で継続できず解散という例もある。老人クラブの解散の理由をどのように考え、対応するのか教えてほしい。社会福祉協議会は現時点の老人クラブの指導助言のみなので、新規老人クラブの立ち上げ等に関することは現在では無い。このような役割分担では、その団体の抱える問題、課題の解決方法は連携して対応しなければならないと思う。</p> <p>高齢者教育を担う、地区公民館の高齢者学級等の活動について、地域の老人クラブとの連携を図っているのか。団塊の世代がその対象になり、その地域内の対象世代の住民登録数を自覚しているのか。そして、高齢者学級としての開設のねらいと地域老人団体の減少、衰退に対してどのようなアプローチを地域ですればいいのかと思っているのか教えてほしい。新型コロナ下においては、公民館の利用できる人数制限で老人学級の学級生数を制限したと聞いたが、以前、黒磯公民館においては、同一プログラムの第1高齢者学級、第2高齢者学級があった。つまり、利用部屋の限界で受講希望を絞って受講生を限定するのではなく、第1、第2、第3と適正単位の高齢者学習集団をつくるという発想が必要ではないか。</p> <p>この学習集団において、自主運営等の技術を身に付けていくことが、地域における老人クラブの再興に繋がるのではないかと。公民館職員においては、地域団体のありようについてもっと学ぶことが必要と感じる。</p> <p>以上、高齢者を取り巻く関係者の連絡協議会等の存在が必要になってきていると思う。女性や青少年という枠の中で横断的に行政を考えていくのと同じように高齢者という(それも前期高齢者、後期高齢者など)枠組みで横断的に考え、連携する組織を考えてほしい。その結果、地域の宝として的高齢者を動き出させる仕掛けを期待する。</p>	<p>【保健福祉部】 仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、社会奉仕やその他の地域活動など、自らの生きがいを高める場でもある老人クラブの活動を支援することは、高齢者の社会活動への参加を促進し、ひいては高齢者が豊かな生活と健康の維持・増進を図るための重要な施策です。老人クラブの組織活動は、昭和38年制定の老人福祉法(第13条)に基づき、制定当初は「隠居(リタイア)した高齢者のための福祉施設」としての位置づけでしたが、現代では、加入条件である60歳の多くの人が働き続けています。また、改正高齢者雇用法の影響もあり、就業率は今後も明らかに高まると見られます。</p> <p>とあるシンクタンクが行った調査では、60歳から79歳の男女の7割強の人が、「老人という言葉は、まだ自分には早すぎる」と答えています。今後、高齢化がますます進む中で、老人クラブは地域のコミュニティを維持していく上で、極めて重要な存在です。しかしながら、持続可能な活動を継続していくためには、一定の見直しなども必要であると考えます。</p> <p>例えば「体力的にも元気で働いている60歳の男性に参加してもらうには、どのようなアプローチの仕方が必要か」といったことを考えていかなければならないと認識しています。</p> <p>老人クラブの減少や解散の理由について、「若手の老人が集まらない」「価値観が多様化し『自分はまだ若い』という人も多い」などといったことから入会する会員が増えず、会員数が減少の一途をたどり、ひいては存続できなくなっているということが挙げられます。</p> <p>新規加入者を増やし、脱会者を減らすためには、高齢者の福祉を推進するという老人クラブの特徴と価値を取り戻し「魅力ある老人クラブ」にしていかなければなりません。</p> <p>そのために、市老人クラブ連合会及び黒磯・西那須野・塩原の各地区老人クラブ連合会の事務局を担っている市社会福祉協議会と連携し、現存する単位老人クラブが抱える課題などを、把握していきたいと考えています。</p> <p>【教育部】 高齢者学級については、地域の老人クラブ等との連携により、課題やニーズを把握し、その地域の実情に合わせた内容で実施しています。また、各公民館の高齢者学級等の受講者数は増加傾向にあります。今後も年齢層や受講内容等により学級を再区分するなどの工夫・検討を行い、門戸を制限するのではなく、より多くの高齢者の外出促進や学習意欲の向上を図り、デジタルデバイドに対する講座等も積極的に実施するなど学習集団の形成につなげていきたいと考えています。</p>	B	<p>【保健福祉部】 御指摘いただいている課題に取り組むには、まず、老人クラブの減少や解散の理由や原因について、市老人クラブ連合会及び黒磯・西那須野・塩原の各地区老人クラブ連合会の事務局を担っている市社会福祉協議会と連携し、現存する単位老人クラブが抱える課題などを、把握していかなければならないと考えています。</p> <p>現在、調査内容や手法について検討している段階であり、今後、各団体に過度な負担をお掛けしない形で調査をしたいと考えています。</p> <p>【教育部】 高齢者学級の企画運営については、今後も地域の老人クラブ等との連携により課題やニーズを把握していきます。</p> <p>高齢者学級の募集定員については定員内に概ね収まっていますが、募集定員を超過した場合には可能な限り超過分も受け入れ学級を編成しています。</p> <p>なお、コロナ禍における利用人数制限の際に高齢者学級受講生全員が受講できない場合には、同一プログラムを複数回に分けるなどの工夫を行っています。</p>
---	------	----------------	--	--	---	--

2	黒磯七区	AEDの設置	<p>AED配置について、全国AEDマップで確認できるとの話やのコンビニ等の民間施設での配置は施設管理者の考えにゆだねられているとの回答が、昨年の関谷下田野の自治会の返答にあったが、自分の住む自治会において、どれだけ昼夜問わず5分以内でアクセスできるか、もっと地域ごと(自治会毎)小学校区ごと(コミュニティ単位ごと等)での検証が必要でそれに合わせて、対応を自治会と市側が協働で考えることが必要ではないか。</p> <p>市有施設でAEDの配置がされてきているのは了解するが、それが24時間アクセスできる体制になっているかが「5分以内」の課題に対応できるのだと思う。</p> <p>黒磯七区自治会では、AEDマップをみて、市有施設(日新中、水処理センター)にしかないことがわかった。24時間稼働の水処理センター担当課にお願いしてAEDの利用について、昼夜問わず了解を得た。また、地区内の宿泊高齢者施設にAEDがあることがわかり、そこもいざというときに昼夜を問わず利用できる了解と得た。地域内の良き隣人としての関係作りに繋がっています。</p> <p>つまり、市側としては、自治会側に丸投げするのではなく、どこにAEDがあり、(マップに出てこないものが多数ある)その施設管理者に地域に開放するよう助言することができるのではないか。地域資源探しを協働で行う姿勢はないのか。</p> <p>また、学校開放において、グラウンド、体育館の施設開放時にAEDにアクセスできる環境が必要ではないのか。避難所としての活用も体育館で検討されているのだからその点からも体育館にはAEDが必要ではないか。</p>	<p>AEDの設置状況につきましては、日本救急医療財団のホームページに掲載している「全国AEDマップ」で確認することができますが、AED設置者が自ら登録することではじめて設置場所がホームページ上で確認できるようになることから、AEDを設置する全ての施設が登録をし、地域の皆様と設置施設との連携や登録情報の効果的な利用ができるよう、市としては、登録について積極的な呼びかけに努めています。</p> <p>また、学校開放におけるグラウンド及び体育館につきましては、今後、適切かつ効果的な設置について検討していきます。</p> <p>なお、AEDの設置や利用方法は、あくまでも施設管理者の考えに委ねられるものと考えていることから、地域におけるAEDの設置状況等の検証や地域内のAED設置施設との協議につきましては、引き続き地域の皆様での実施をお願いします。</p>	B	<p>【AED設置者への登録促進の呼びかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページにおいて、登録に関する呼びかけの文章を記載しています。</li> <li>・令和4年12月、みるメールにて、AEDに関する市民周知を実施しました。</li> <li>・令和5年2月号(1月20日発行)広報において、AEDに関する記事を掲載予定です。</li> </ul> <p>【学校開放における屋外のAED設置について】</p> <p>市内小中学校におけるAEDについては、施設屋内の出入口付近に設置されており、学校開放時の事案発生時、屋外からのアクセスは容易であることを確認しました。施設施設時には窓ガラス等を破損してのAED利用もやむを得ないものと考えます。</p>
当日	黒磯七区	高齢者行政 高齢者教育	<p>高齢者行政と教育側での縦割りについて、福祉計画・行動計画だと高齢者部会には教育関係者が入っていない。学びと実践の視点が高齢者行政に足りない。関係機関で一体感を持ってやらないといけないのではないか。高齢者団体との横のつながりが作りづらくなっている。来ているメンバーを社会に送り出す視点が必要。</p>	<p>【保健福祉部】</p> <p>現状、委員が入っていないため、直接検討する場での意見ではないが、作成に当たっては教育サイドからも十分意見を取り入れながら計画策定をしていきたいです。</p> <p>【教育部】</p> <p>高齢者の教育については地域の公民館が核となります。高齢者が直面しやすい健康問題などの講座など積極的に展開しているので、保健福祉部と連携を強化して対応していきたいです。</p>	E	<p>【保健福祉部】</p> <p>地域福祉計画の分野別計画である高齢者福祉計画の策定にあつては、15人の委員のうち、3人が大学の教員です。引き続き、学識経験者であると同時に教育に携わっている立場から、様々な御意見を頂戴していきたいと考えています。</p> <p>【教育部】</p> <p>左記回答のとおりです。</p>

## ■産業観光部

1	共壘社一区	道路修繕	<p>共壘社一区公民館脇の道路が降水時冠水し、歩行者に不便をきたす。道路の修繕を願いたい。</p>	<p>当該箇所につきましては、降雨時の状況を確認して、対応策を検討していきます。</p>	B	<p>降雨時に冠水している状況を確認しました。令和5年度の中で実施できるよう進めています。</p>
2	中島	イベントやお祭りの積極的な実施	<p>たまたまかと思うが大田原市では、先週は屋台祭り、今週はコーヒーピクニック(ながわ水遊園)が行われていた。それと比較してというわけではないが、元気が出るようなお祭りやイベントを検討・実施したい。那須塩原を元気にしたい。</p>	<p>市内でも、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、中心市街地活性化のための様々なイベントが開催されるようになってきています。市としては、市民の皆さんと一緒に、那須塩原が元気になるよう取り組みを進めていきます。</p>	A	<p>市内各所で新型コロナウイルス感染症対策を講じた上でイベントが開催されています。今後も、感染状況に注意を払いつつイベント開催支援を行っていきます。</p>

■建設部

1	北栄町	市道認定・舗装	<p>当自治会は数十年前に宅地ミニ開発の一つとして生まれた自治会であるため、幹線道路への接続道路が大変不便である。災害時に避難路としては危険で、避難指示などの発令の際は、間違いない複数事故が発生すると言われている箇所(道路)がある。早急に市道としての対応をお願いしたい。</p> <p>危険な避難道路は、自治会内最大の家屋密集地で、居住者も多い地区に位置している。また、市指定避難所の東原小学校へ通ずる鳥野目街道に接続する当該地区の幹線道路である。道幅も狭く、悪路(無舗装、砂利と土、岩の凹凸)と質し、右カーブが視界を妨げている。道路の拡張までとは言わないが、舗装などの対応ができないか。</p>	<p>当該路線は、市が管理する法定外道路と個人所有地(私道)が混在しており、個人所有地の部分が砂利道として残っている状況となります。砂利道の舗装を行う場合、土地所有者の承諾が必要となるほか、地元住民等の負担が発生しますので、詳細な内容については、個別にご相談させていただければと思います。</p>	A	<p>7月に自治会長と現地立会いを行い、幅員が狭く、見通しが悪くなっている箇所の砂利部分を8月に一部舗装しました。</p>
2	豊浦町	歩道未舗装	<p>埼玉通りの豊浦町団地のところの歩道に未舗装部分が39m×55cmある。共英小学校、厚崎中学校、高校の通学路である。草が生えたところには犬の糞、空き缶、ペットボトル、マスク、お菓子袋などが捨てられている状況。幅2m以上の歩道を有効利用できるよう舗装をお願いしたい。</p>	<p>歩道の有効利用及び通学路の安全確保のため、今年度舗装実施の方向で進めております。</p>	A	<p>7月に未舗装となっていた歩道部分の舗装工事を実施しました。</p>
3	若草町	県道332号線の進捗と今後の計画	<p>現在の都市計画道路332号線は上黒磯地区から東那須野方面に向かって上厚崎地区で工事がストップしている。一方、那須町方面の工事は、一部舗装工事も済み、測量、用地買収と順調に進んでいると聞き及んでいる。</p> <p>この那須町方面の道路工事が上厚崎地区より早く完成し供用開始されれば、現在でも国道道路と上厚崎の交差点及び唐杉線の交差点、文化会館脇の交差点と朝夕交通渋滞が発生して、ますます交通渋滞を起こすことが予想される。交通渋滞を緩和するためにも、上厚崎から東那須野方面への早期着工が優先順位の位置づけとしても先と考える。状況を把握し工事の着工をお願いしたい。</p>	<p>当該事業を所管している栃木県大田原土木事務所に確認したところ、「3・3・2号黒磯那須北線については、現在、上黒磯地内から那須町間の黒磯那須バイパス事業を優先的に整備を進めております。要望箇所につきましても、黒磯那須バイパスの整備状況を見据えつつ、今後の交通量の推移を踏まえながら検討していきます。」との回答をいただいています。</p>	E	<p>左記回答のとおりです。</p>
4	北和田	空き家対策	<p>推定される相続人はいるが、名義人が既に亡くなっている空き家がある。竹木などが屋根のトタンを突き破り、窓ガラスが割れ、雨戸や玄関の引き戸も朽ち果て、敷地内はゴミが散乱し、雑草が生い茂っている状況にある。この両側には住宅が立地しており、将来的に事件事故を含め火災が発生した場合には被害が拡大する恐れがあるため、大変危惧しているところである。</p> <p>昨年度の市政懇談会(西那須野支所)では、所有者などへ適正な維持管理の連絡や特定空き家等解体費補助金の資料送付する、出向いて適正管理をお願いするなど、所有者等が自らの責任で対応することを前提とするとした回答があったところ。</p> <p>当該事例では行政代執行の必要性と緊急性があることから、この実効性を確保するため、空き家等対策の推進に関する条例を厳格に適用すべきと考えるが、市の所見を伺う。</p>	<p>推定される相続人がいるとのことですので、所有者等(=相続人)が対応することが原則となります。まずは、当該空き家について、現地確認及び相続人調査を行い、適正管理の助言指導を実施いたします。</p> <p>また、行政代執行を実施するには、段階的な措置を経るため、有識者等で構成する那須塩原市空き家対策審議会での審議と相当な措置猶予期間が必要となります。</p> <p>なお、現地確認の結果、当該空き家が、「人の生命等に重大な危険が切迫している状況」が確認できた場合には、当該危険を回避するため、必要最小限度の応急代行措置の検討をいたします。</p>	A	<p>令和4年6月15日に所有者に対し、適正管理の通知を送付したところ、令和4年6月21日本人から連絡があり、空き家の状況を伝え、適正管理や除却などを改めて依頼した上で、特定空き家等解体費補助金制度の申請書等を送付しています。</p> <p>また、所有者から建物について気にかけている話を確認できたことから、経過観察案件としています。</p>
5	木綿畑本田	道路舗装修繕	<p>県道高林十字路から湯宮までの道路の路面がひどいところが多くみられる。道路の舗装修繕を早くお願いしたい。</p>	<p>当該路線は、民間企業が道路内に電線管を埋設する工事を実施しており、今後片側車線の舗装本復旧が実施される予定です。それ以外の部分につきましても、路面状況が悪い箇所があることを確認しておりますので、適宜現地の状況把握に努め、修繕などの必要な対応を行っていきます。</p>	B	<p>道路占用者による舗装本復旧が完了しました。</p> <p>それ以外の路面状況が悪い箇所については、適宜現地の状況把握に努め必要な箇所の修繕を実施していきます。</p>

6	木綿畑本田	大きなカーブミラーの設置	木綿畑本田地区内の集落センターの少し北側の丁字路のところのカーブミラーが小さく見にくいいため、大きなカーブミラーを付けてほしい。	当該箇所は、現在φ300mmのミラーがついておりますが、ミラーが小さく視認性が悪いことを確認しました。設置場所の検討を行いながら、大きいミラーを設置する方向で進めていきます。	A	10月に設置場所に関する協議が整いましたのでφ800mmの大きいミラーに交換しました。
7	南埼玉3区	カーブミラー設置	自治会の要望としてカーブミラーの設置を依頼したが、規定の基準を満たしていないという理由で却下されている。埼玉外周道路(埼玉344-10)付近十字路は、周辺の雑木林の状況で視界が狭まり、危険な状況である。カーブミラーの設置を再度検討してほしい。	当該箇所については現地確認の上、カーブミラーの設置基準に基づいて判断した結果、現時点での設置を見送っています。今後は周辺の雑木林が視界の妨げとならないよう、所有者へ枝葉の除去を依頼するなど、引き続き、現場の把握及び管理に努めていきます。	C	現地確認をしたところ視界を遮る枝等は除去されておりました。今後も適宜現地の状況把握に努め、所有者への枝葉の除去依頼をするなど適切な管理に努めていきます。
8	南埼玉3区	砂利道路の舗装	埼玉地内は砂利道路が多く、大型車が入ると土が盛り上がり、グレートシティの前の通り(たて道)は特にひどいので、舗装してほしい。	市の管理する道路(砂利道)の舗装化については、当該路線の公共性、交通量、沿線の状況などを総合的に判断して段階的に進めていきたいと考えています。	C	今年度、市の管理する道路(砂利道)について、2路線の舗装化を実施しました。今後も路線毎の公共性、交通量、沿線の状況などを総合的に判断して段階的に舗装化を進めていきたいと考えています。
9	上厚崎一丁目	新幹線操作場拡大工事のスケジュール	昨年度の回答では、まだJRからは具体的な情報は無いとのことですが、対象物件の解体もほぼ終わり樹木の伐採、東電の高圧鉄塔移転も進んでいる。改めて今後の予定について進捗情報がなかったかのと、工事着手前には当然、地元説明が行われるであろうことの確認をお願いしたい。	1 事業の進捗について 新幹線電留線拡張工事のスケジュールは、昨年度から変わらず令和2年6月から事業予定地内の各地権者と用地取得協議を開始し、概ね3年程度での用地取得完了を目指して現在も地権者との協議を進めております。今後の整備スケジュールについては、JR東日本から「まだ計画検討中のため未定」との回答をいただいています。 2 地元説明について JR東日本からは「工事着手前には、地元の皆さまに対して工事の施工に関する説明会を開催する予定」との回答をいただいています。	B	JR東日本からは工事の本格着手前には地元説明を行うとの回答を頂いています。市としてもJR東日本との連絡調整を密に行い、必要に応じて住民の方に情報提供できるよう努めていきます。
10	寺子	寺子一里塚公園フェンスの撤去	旧寺子小跡地、現一里塚公園南側土手に設置してあるフェンスが老朽化に伴い機能を果たしていない。自治会で年2回実施している清掃活動での草刈り作業に支障をきたしている。撤去をお願いしたい。	安全の観点からフェンス全部の撤去は難しいですが、一部撤去できる箇所については、今後検討していきます。 なお、草刈り作業については、支障がない範囲での作業をお願いしたいと思います。	A	令和4年11月にフェンスの一部については撤去しました。
11	共豊社一区	防草シートの撤去	一分水踏切りより約300m下の道路と分水の間の防草シートがごみ化している。撤去するか新設してもらいたい。	当該箇所における防草シートが破損しており、防草の機能を果たしておりませんので、早期に張り替えができるよう進めていきます。	A	7月に防草シートを再設置しました。
12	望田	カーブミラー設置	県道178号稲沢高久線の望田地内の交差点は、地元住民の利用のほか、キャンプ場やホテルの観光客が県道へ出るため利用している。右左折時は、県道を通行する車がほぼ直線でスピードを出しており、大変危険なので、カーブミラーの設置をお願いしたい。	当該路線は県道に接続する法定外道路(赤道)であり、県道に上り坂で交差し、交差点付近にある樹木の枝葉が張り出しているため、見通しが悪くなっていることを確認しています。 市では、優先順位を定め、設置基準に基づいてミラーの設置を行っており、当該箇所につきましても、隣接地権者に枝葉の伐採を依頼しながら、併せてミラーの設置について検討していきます。	C	隣接地権者に視界の妨げにならないよう枝葉の伐採を依頼します。今後も適宜現地の状況把握に努め、適切な管理に努めていきます。

13	石田坂・赤沼	カーブミラー設置	県道大田原芦野線、石田坂公民館前のカーブにカーブミラーを設置してもらいたい。 大田原方面からの上りでは対向車が見えづらい。芦野方面からの下りは曲がり切れず自損事故やセンターラインオーバーによる衝突事故が発生しており、大変危険である。カーブの標識と速度おとせの看板はあるが分かりづらい。	県道大田原芦野線を所管する栃木県大田原土木事務所に確認したところ、「県道の走行性には支障がないことから設置の予定はありません。」との回答をいただいています。	E	左記回答のとおりです。
14	鍋掛	歩道整備	県道72号線(大田原芦野線)鍋掛地内の歩道について、一部歩道が切れている箇所があるので整備願いたい。	県道大田原芦野線を所管する栃木県大田原土木事務所に確認したところ、「鍋掛小学校の通学路であることから、歩道の必要性を認識しております。引き続き関係者と協議を進めていきます。」との回答をいただいています。	E	左記回答のとおりです。
15	鍋掛東町	歩道整備	あじさい橋から鍋掛街道ローソンの交差点の間約900mは歩道が切れている。日新中学校の通学路に指定され、生徒が自転車で通学しているが、朝夕通勤の車が多く走り、また、直線でスピードを出すので大変危険である。危険防止のため歩道の整備をお願いする。	本路線は、大型車輛の通行が著しく多く、歩行者との事故も懸念されることから歩道の整備について検討していきます。	C	本路線の舗装修繕と併せて注意喚起を促すためのカラー舗装の引き直しを実施しました。 歩道の整備につきましては、引き続き検討課題としていきます。
16	南埼玉2区	埼玉364-3地先の約300m道路舗装等	昨年の要望以来、相当回数地元自治会との打合せや現地調査等の中で検討いただいた。その結果、一部区間の舗装等については、今年度、市道認定外ではあるが市管理道路として舗装等を実施する方向で検討いただけると回答をいただいた。一方、残りの区間については、市による舗装実施が難しく、地元負担が伴う私道等整備支援制度の活用を逆提案され、地元としても検討したが、約100万円の地元負担が発生するもので、負担金の確保見通しは立たないのが実情である。 市による舗装ができない理由は1道路幅員6mの確保、2交差点の隅切り確保、3路面排水設備の整備の三条件とのことだが、12は何とか関係者の協力でクリアできそうで、3については住宅地としての熟度の現状に鑑み、当該区間を、市によって「新設または改良する路線」として認定していただき、市による舗装実施を改めて要望する。	昨年も回答させて頂きましたが、市道認定するためには、「那須塩原市市道路線認定要綱」で定められた要件を満たす必要があります。 そのような状況を考慮し、昨年度協議の中で、早期の舗装工事実施の一案として、市における材料支給と地元による負担金で舗装工事を実施するお話をさせて頂いたところです。 今年度、市では交差点から南側の舗装工事を予定しております。交差点から北側については、私道となるため、再度自治会において、地元負担を検討して頂きますようお願いいたします。	B	今年度、市が管理する道路部については、舗装工事を実施することで進めています。 私道部の舗装工事については、引き続き地元調整を進めて頂くようお願いいたします。
17	南埼玉2区	埼玉414-34地先「市が管理する開拓道路」の舗装	昨年の回答で「道路の特性や条件などから、優先して舗装することは難しい」とされたが、引き続き実施方ご検討をお願いしたい。	昨年度も回答したとおり、埼玉414-34の前面の道路については、市が管理する開拓道路ではありますが、道路の幅員等の特性や条件などから、優先して舗装することは難しいと考えています。	D	本件要望箇所は、現場条件などから優先して舗装することは難しいと考えています。
18	南埼玉2区	カラー舗装部分の水たまりの解消	旧清掃センター付近北側の市道埼玉外周南線路側帯薄層カラー舗装の工事が実施された。主要な目的は学童の通学路として交通事故防止対策の一環と思うが、1降雨があると薄層カラー部分にも水たまりができ歩きにくい、2薄層カラーになっていない側も凹凸が激しい箇所がありそこに水たまりができ、やはり歩きにくいという実態がある。(昨年添付の写真参照)そこで、カラー舗装部分も、現状ではその反対側の歩行スペースとなることも、水たまり解消をお願いしたい。	当該路線は通学路となっており、児童等の歩行者における安全確保の観点からも冠水対策が必要であると考えています。昨年度も回答させて頂きましたが、カラー舗装部分の水溜りについては、道路の縦断勾配が緩く、水田側にも排水ができない状況である(アスカブがある)ことから、雨水の排水先の再検討が必要であり、浸透柵の設置等を含めた対策が図れないか検討していきます。併せて、反対側の水溜りについても、一体的に解決が図れるよう対策を検討していきます。	B	浸透柵や透水性舗装などの施工で対応ができるか検討しています。

当日	西新町	景観条例 屋外広告物	環境美化をお願いした。具体的に国会議員の選挙ポスターが通年で道路わきの色々なところに掲示されている。選挙ポスターは別名おでん看板と言われている。2連ポスターや一人のポスターなどさまざまな種類のポスターがあるが、車を運転しているときに通ると風雨にさらされて見苦しく汚いポスターがところどころに見受けられる。景観上如何なものかと考えていた。回答では、「公職選挙法に抵触していない」や「表現の自由」などを理由に、選管で撤去するのは表現の自由を侵害することになりかねないというものだった。私は表現の自由を侵すつもりはないが、環境の美化の観点で問題があるということ。県内でもトップレベルに環境に力を入れている那須塩原である。景観条例第1条の目的や第2条第3項の規定に鑑みて今回の対応は必要ではないか。表現の自由はその通りであるが、景観条例に照らし合わせて1年中汚いポスターが掲示されているのは不快に感じる人もいる。撤去するかどうかは国会議員のモラル・マナーにもよると思うが、景観条例の観点からいかがお考えか伺いたい。景観条例に照らして判断いただき、市でも議員事務所に対応を依頼してほしい。市で動かないのであれば、直接議員事務所に確認したいと思う。	屋外広告物に分類されると思われるので、景観条例と照らし合わせ掲出できる期間などを確認し、自治会長に連絡差し上げるとともに対応できる部分は対応していきます。	B	12月に自治会長に個別に説明を行いました。 屋外広告物制度について、今後も適切な運用に努めるとともに、景観条例及び屋外広告物条例について市ホームページ及び市広報誌にて周知・啓発し、良好な景観形成に努めていきます。
当日	豊浦町	歩道未舗装	通学路の舗装工事については、建設部に早期対応に感謝する。学生たちも安心して通っている。埼玉通りの豊浦町団地の未舗装の部分は89m×55cmのところを「39m×55cm」と誤記載をしてしまったので謝る。	回答不要	-	-
当日	南埼玉2区	埼玉364-3 地先の約 300m道路舗 装等	1300mほどの未舗装の舗装要望を、昨年に引き続き出したが、半分の区間は道路課などの協議や打合せにより実施していただけることとなり感謝申し上げます。しかし残り半分の150m近くは舗装見通しが立っておらず残念に思っている。去年の2月くらいから協議させていただいている中で、私道の整備支援制度があるという話を聞き、実現できるかどうか2度ほどアンケートを行った。また舗装業者に地元負担がどれくらいかを試算してもらったところ100万ほどかかる見込みとなった。それをどう負担しようか、具体的な数字を示して地元アンケートをとったものの、困難であった。別の方法で実施を検討いただけないかという趣旨のお願いだが、回答は意に沿わないものとなっている。100万円を集めるのが困難であるからお願いしたものである。市道認定の条件も100万円を負担する以上に大変。「新設または改良する路線」という観点で、行政により市道認定ができる読み取れるため、具体的にどのような条件があると認定される道路となるのか説明いただきたい。  2具体的に聞きたいのは、地域の開発程度によるかと思うが、市によって新設または改良する路線と認定できれば、現地の状況がどうであれ、市の方で道路整備をすると解釈したのだが、仮にこの規定を使うのであれば、どのような条件だと市によって新設または改良する路線となるのか。	1 南側については、2mの赤道と2mの開拓道路があり、市の認定道路の4m幅があるため今年度舗装工事をさせていただきます。北側150mについては、2mの赤道・その周りが民有地のため、その民地を含めての舗装は個人の財産になるため対応は難しい。私道は市で舗装することが困難なため、昨年度は100万円の補助の説明をさせていただきました。支援制度の活用をご理解いただきたい。市道認定には、生活に供用されていて、原則幅員6m以上、道路に側溝排水施設が整備されている、敷地の分筆がされているなどといった条件があります。市道に認定されたとしても、それがすぐに舗装となるかというのはまた別の問題となります。市道認定には側溝(排水施設)の整備などで費用が掛かる面もあるため、支援制度の方の活用を御検討いただきたいです。  2 道路整備基本計画で向こう10年間の整備路線を決め、順番に整備します。それが新設・改良路線の進め方です。	B	今年度、市が管理する道路部については、舗装工事を実施することで進めています。 私道部の舗装工事については、引き続き地元調整を進めて頂くようお願いいたします。

#### ■上下水道部

1	越堀	水道管敷設	越堀自治会町田地区の水道管敷設について以前要望をしたが、「県道整備の状況も考慮しながら、生活環境の改善に向けて努力してまいります」との回答であった。その後の進捗を伺いたい。	現在のところ、県道整備の予定はないと聞いております。水道管敷設については、町田地区の水需要に対して、多額の整備費用が見込まれます。 また、現在市水道事業では、老朽化した施設の更新及び耐震化事業を優先的に実施していることから、町田地区の水道管敷設をすることは困難であると考えております。	D	左記回答のとおりです。
---	----	-------	--	---	---	-------------

■選挙管理委員会

1	黒磯七区	投票時間繰り上げ	選挙投票日の投票時間の繰り上げについて、前回、西三島自治会の返答において、今後執行される選挙の結果を踏まえ検討しますとあったが、検討の結果はどうなったか。県内他市町においても、投票時間短縮の動きが多く見られるようになったと思われるがいかがか。	昨年度意見要望に対する回答後、10月に衆議院議員総選挙を執行しました。その後、各種選挙における投票日当日の午後6時以降の投票者数、期日前投票での投票者数等を基に検討を行い、本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から投票所の閉鎖時刻を2時間繰り上げ、投票日当日の投票時間を午前7時から午後6時までとしました。	A	令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙から投票所の閉鎖時刻を2時間繰り上げ、投票日当日の投票時間を午前7時から午後6時までとしました。
2	西新町	環境美化(国会議員の看板の撤去)	国会議員の立て看板(おでん看板)が通年を通して街角に設置されている。公職選挙法には抵触していないが持続可能な環境美化の推進には抗っている。市長選挙、市議会議員選挙、県議会議員選挙等は、ポスター掲示板に選挙期間中掲示されるが、選挙が終了すると速やかに撤去される。しかしながら、国会議員のおでん看板は通年を通して設置され続けている。国立公園内の那須町の山中にも掲示され続けていて環境美化を損なっている。環境に優しい脱カーボン都市を宣言している那須塩原市として、全国に先駆けておでん看板の即時撤去を実現していただきたい。	公職選挙法は、「選挙運動」と「政治活動」を厳密に使い分けています。ポスター掲示場は、市選挙管理委員会が設置し、立候補者が選挙運動用のポスターを掲示することができ、投票日後、選挙管理委員会が速やかに撤去しています。いわゆる「おでん看板」は、政治活動のために掲示されるポスターの類のことかと思われます。政治活動用ポスターには、「個人の政治活動用ポスター」と「政党その他の政治団体の政治活動用ポスター」があります。「個人」用には、掲示方法や任期満了日前6か月は掲示できない等の規制があります。「政党その他の政治団体」用は、原則として規制を受けませんが、いわゆる2連ポスターの場合、公示(告示)日に掲載者が立候補者となったときは撤去しなければならないこととされています。適法に設置されているものについて、撤去を指導したり、命令したりすることは、憲法が保障する「表現の自由」を侵害することとなるため、選挙管理委員会としての対応をとることは難しいと考えます。	D	適法に設置されているものについては、回答欄に記載のとおり選挙管理委員会としての対応をとることは難しいと考えます。

■教育部

1	三本木	那須塩原市図書館「みるる」の開館時間	新しい図書館が新設され大変うれしく思っているところである。どうい理由かわからないが「みるる」の開館時間は午前10時と以前より遅くなってしまった。本市の「みるる」以外の図書館の開館時間は午前9時30分。ちなみに大田原市図書館の開館時間は午前9時となっている。市民へのサービス向上を図るためにも、「みるる」も少なくとも他の図書館と同様に開館時間を午前9時30分に、できれば大田原市並みの午前9時に変更いただきたい。	那須塩原市図書館「みるる」は、平日午前10時から午後9時まで、土日祝日は午前10時から午後6時まで開館しています。「みるる」以外の図書館と開館時間が異なることにつきましては、黒磯駅に隣接した施設であることから、近隣の高校生を含めた駅利用者が多い時間帯を考慮し、設定した経緯があります。なお、開館時間の設定については、今後の利用状況等を踏まえながら検討していきます。	E	左記回答のとおりです。
---	-----	--------------------	---	--	---	-------------



2	黒磯七区	自治公民館・コミュニティの担当	<p>今年度から市民協働推進課において、自治公民館、コミュニティの担当をするようになったことについて</p> <p>1自治公民館は、社会教育法の公民館類似施設としての位置づけで、建物のみならず公民館活動(社会教育活動)を地域の中の最小単位の自治会において活動されるものと認識していたが、社会教育委員会や公民館運営審議会などの検討を経ての担当替えだったのか。検討を経たというのであれば、その時の市側の説明、委員等の意見等を教えてほしい。</p> <p>2コミュニティにおいても、那須塩原市は原則、小学校区や中学校区で設立し、その事務局等を公民館に置く例が多いと思う。従来、コミュニティ担当の生涯学習課と市民協働推進課の関係では、設立は市民協働推進課、育成援助は生涯学習課という関係だったと思う。こちらもどのような経緯で変更になったのか。コミュニティ連絡協議会などはそれを了解したのか。自治会を取り巻く状況が厳しい中、職員を増やさずにそれらの担当替えは、本来の自治会振興についてその力がそがれてしまうのではないかと心配するものである。</p> <p>3地域(地域づくり)に関することを一元化するのであれば、もっと人員の充実が必要である。地区公民館に社会福祉協議会が地域活動専門員を配置しているように、地域団体活動専門員として、団体活動のイロハ、会議の仕方、文書作り、総会資料作りなどのアドバイスを市職員の再任用職員等の活用で対応できないだろうか。これは、本来、公民館職員の持つべきスキルの一つであるが、それらを指導援助することのみに時間を奪われては本末転倒になってしまうおそれもあるので、専門職員を配置したほうが良いと思う。そのことで地区公民館職員は、地域の必要課題、要求課題を整理しながら、地域の人づくり、仲間づくり、地域づくりのセンターとしてその機能を果たすことができると確信するが、いかがか。</p>	<p>1 行政組織機構の一部見直しの中で決めさせていただきました。これは、自治振興に関連する事務を集約することで、今後の新しい政策課題の流れにいち早く対応できる体制を整え、自治会活動、コミュニティ活動といった各種市民活動に関する総合的な支援の推進を図るためです。</p> <p>2 1の回答と重複いたしますが、自治会活動とコミュニティ活動を総合的に実施することは、今後の自治振興を効率的かつ効果的に推進するためです。</p> <p>3 提言いただいた地区公民館への専門職員の配置については、地域づくりの支援強化のための方策の一つとして参考とさせていただきます。</p>	E	左記回答のとおりです。
3	黒磯七区	地域団体の活動援助	<p>市消防団黒磯支団第一分団後援会は、黒磯町時代から続く消防団後援会である。地域を担う消防団の後援をする地域団体で、黒磯地区自治会長会78の自治会で構成する地域団体である。その地域団体としての活動の一環で地区公民館で印刷を申し込んだところ、昨年までは用紙持ち込みで了解されていたものが、令和4年度から拒絶される状況になった。地域団体の活動に対する公民館活動の援助方法から言えば言語道断である。地域活動において、その資料印刷ができることは、活動の援助の基本だと考えるものである。公民館における印刷機の利用についてその基準を聞かせてほしい。</p> <p>また、この問題の根本には、公民館の持つ機能についての理解が足りないのではないかと危惧するものである。公民館の印刷機は、公民館がその活動に使うだけでなく、地域に開かれて利用されるべきと思う。また、公民館において、公民館所有の印刷機と地元コミュニティ団体等の印刷機があり、使い分けているところもあるかと思う。公民館の印刷機は地元コミュニティ団体等が印刷機を所有するまで、利用ができることが必要だと思う。同時に地域コミュニティ等が宝くじ等の補助を利用し、所有できるよう、団体活動の指導助言も必要と思うがいかがか。</p>	<p>公民館所有の印刷機の使用基準につきましては、令和4年度から統一を図らせていただいたところですが、使用基準については、用紙持ち込みにより原則無料としております。また、利用可能団体は、地域活動への公益性やこれまでの利用頻度などを考慮し、地区内の自治会・コミュニティ、老人クラブ、婦人会、子ども会育成会及び公民館利用団体とさせていただきます。</p> <p>今回御指摘のありました、消防団後援会も公益性がある地域団体として考えられますので、今後の取り扱いを検討させていただきたいと考えています。</p> <p>また、コミュニティ所有の印刷機につきましては、各コミュニティの運営状況により取扱いが異なっているため、基準の統一化は図っておりません。</p> <p>なお、コミュニティの印刷機導入については、今年度も宝くじのコミュニティ助成事業により、印刷機の導入を予定しているところもありますので、今後もコミュニティの意向に応じて必要な助言を行ってまいります。</p>	A	印刷機の使用については、地域活動への公益性を考慮し、公民館長会議等での協議を行い、「その他公益性の高い地域団体(自治会で構成される団体等)」をこれまでの使用可能団体に追加し、運用を図っています。
当日	黒磯七区	自治公民館・コミュニティの担当	<p>市民協働の立場(行政の都合)で自治公民館とコミュニティの所管が変わったが、それは違うのではないかと。市民協働は時間のかかるものなので、勝手に所属を変えるべきではない。</p>	<p>コミュニティの所管替えについては、自治会・自治公民館・コミュニティを窓口一本化の観点でそのようにした。市民協働の視点から言えば丁寧な説明が必要だったと思う。今後、社会教育自体は変わらないので協力して取り組んでいきたい。</p>	E	左記回答のとおりです。